

なごやししょうがいしゃきほんけいかく
名古屋市 障害者基本計画

だい じ
(第4次)

そあん
素案

目次

第1章 総論 1

第1 計画策定の背景と現況 3

- 1 計画策定の背景 3
- 2 障害者の現況 5

第2 計画の基本的な性格 8

- 1 計画の位置づけ 8
- 2 計画の対象者 8
- 3 計画の期間 9
- 4 関連する計画との関わり 9
- 5 計画の策定体制と市民意見の反映 9

第3 基本的な考え方 10

《 目標とする地域社会 》

「障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら

共に生きる地域社会」 11

《 施策展開の視点 》

- 1 地域での主体的な行動を促すための環境整備 11
- 2 本市におけるインクルーシブな体制の整備 11
- 3 様々な課題に対する施策の展開 12

第2章 重点的に取り組むべき施策 13

第1 障害を理由とする差別の解消を進めるとともに、社会のあらゆる

場面でのアクセシビリティの向上と権利擁護の推進を図ります。 15

第2 障害児の早期療育を充実させるとともに、学校教育の充実を図るほか、切れ目のない支援体制の構築に努めます。 15

第3 高齢まで安定した地域生活がおくれるよう、

当事者主体の総合的な支援を進めます。 16

だい	こよう	しゅうぎよう	かん	しえん	かくじゅう		
第4	雇用・就業	に関する	支援を	拡充	します。		16
だい	しょうがいしゃ	しえん	じんざい	いくせい	かくほ	はか	
第5	障害者	を支援する	人材の	育成や	確保を	図ります。	17
だい	ちいき	ぼうさいたいさく	すいしん				
第6	地域における	防災対策を	推進	します。			17

だい しょう ぶん や べつ し さく きほんてきほうこう 第3章 分野別施策の基本的方向 19

1	あんしん	あんぜん	せいかつかんきよう	せいび			
	安心・安全な	生活環境の	整備		21		
	げんじよう	かだい					
	【現状と課題】		21				
	しさく	たいけい					
	【施策の体系】		22				
	しさく	きほんてきほうこう					
	【施策の基本的方向】		23				
	(1)	ふくしかんきようせいび	そくしん				
		福祉環境整備の	促進		23		
	(2)	じゅうたく	じゅうかんきよう	せいび	すいしん		
		住宅・住環境の	整備の	推進		24	
	(3)	せんきよ	はいりよ				
		選挙における	配慮		26		
2	じょうほう	こうじよう	い し そつう し えん	じゅうじつ			
	情報アクセシビリティ	向上と	意思疎通支援の	充実		27	
	げんじよう	かだい					
	【現状と課題】		27				
	しさく	たいけい					
	【施策の体系】		27				
	しさく	きほんてきほうこう					
	【施策の基本的方向】		28				
	(1)	じょうほう	か	すいしん			
		情報の	バリアフリー化の	推進		28	
	(2)	じょうほう	い し そつう	し えん	じゅうじつ		
		情報・意思疎通の	支援の	充実		29	
3	さべつ	かいしよう	けいはつ				
	差別の	解消・啓発		31			
	げんじよう	かだい					
	【現状と課題】		31				
	しさく	たいけい					
	【施策の体系】		32				
	しさく	きほんてきほうこう					
	【施策の基本的方向】		32				
	(1)	しょうがい	りゆう	さべつ	かいしよう	すいしん	
		障害を理由とする	差別の	解消の	推進		32
	(2)	ぎゃくたい	ぼうし				
		虐待の	防止		33		
	(3)	けんりようご	すいしん				
		権利擁護の	推進		33		
	(4)	こうほう	けいはつかつどう	すいしん			
		広報・啓発活動の	推進		34		

4	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	37
	【現状と課題】	37
	【施策の体系】	39
	【施策の基本的方向】	40
	(1) 相談支援体制の充実	40
	(2) 地域生活を支援するサービスの量的・質的充実	42
	(3) 地域生活への移行支援	45
	(4) 重度障害児者への支援の充実	46
	(5) サービスの質の向上と多様なサービスの供給体制の充実	48
	(6) 障害者などの高齢化に対する施策の実施	48
	(7) スポーツ、文化芸術活動を含む生涯学習の充実	49
	(8) 意思決定支援の推進	50
5	保健・医療の推進	53
	【現状と課題】	53
	【施策の体系】	55
	【施策の基本的方向】	55
	(1) 障害の発生予防及び早期発見	55
	(2) 精神保健・医療施策の推進	56
	(3) 総合的な医療施策・リハビリテーションの充実	58
	(4) 保健・医療・福祉の連携強化	60
6	雇用・就業の支援	61
	【現状と課題】	61
	【施策の体系】	62
	【施策の基本的方向】	63
	(1) 就労の推進	63

7	きょういく いくせい じゅうじつ 教育・育成の充実	67
	げんじょう かだい 【現状と課題】	67
	しさく たいけい 【施策の体系】	68
	しさく きほんてきほうこう 【施策の基本的方向】	69
	(1) そうだん しえんたいせい かくじゅう 相談・支援体制の拡充	69
	(2) りょういくたいせい じゅうじつ 療育体制の充実	70
	(3) がっこうきょういく じゅうじつ 学校教育の充実	71

8	ぼうさい ぼうはん すいしん 防災・防犯などの推進	75
	げんじょう かだい 【現状と課題】	75
	しさく たいけい 【施策の体系】	76
	しさく きほんてきほうこう 【施策の基本的方向】	76
	(1) ぼうさいたいさく すいしん 防災対策の推進	76
	(2) ぼうはんたいさく すいしん 防犯対策の推進	78
	(3) しょうひしゃ ぼうし 消費者トラブルの防止	79

だい 4 しょう けいかく すいしん しんこうかんり 第4章 計画の推進と進行管理 81

だい 1	けいかく すいしんたいせい 計画の推進体制	83
だい 2	しんちよくじょうきょう かんり およ ひょうか 進捗状況の管理及び評価	83
だい 3	けいかく だんりよくてきうんよう 計画の弾力的運用	83

かんまつしりょう 巻末資料 85

1	なごやしししょうがいしゃしさくすいしんきょうざいかいとう せっち かいさいじょうきょう 名古屋市障害者施策推進協議会等の設置・開催状況	87
2	かくちょうさ がいよう 各調査の概要	93
2-1	かくしゅちょうさいちらん 各種調査一覧	93
2-2	なごやしししょうがいしゃき そちようさ 名古屋市障害者基礎調査	94
2-3	なごやしししょうがいふくし どう りよう かん ちょうさ 名古屋市障害福祉サービス等に関するアンケート調査	106

〔注〕 ちゅう へいせい ねん がつ かいげん よてい ほんけいかく
平成31(2019)年5月に改元が予定されていますが、本計画ではわかりやすい
ひょうき へいせい ねんどうこう へいせい しょう
表記とするため、平成31(2019)年度以降も「平成」を使用しています。

だい しょう
第1章

そう ろん
総論

だい けいかくさくてい はいけい げんきょう
第1 計画策定の背景と現況

だい けいかく きほんてき せいかく
第2 計画の基本的な性格

だい きほんてき かんが かた
第3 基本的な考え方

だい しょう そうろん 第1章 総論

だい けいかくさくてい はいけい げんきよう 第1 計画策定の背景と現況

1 計画策定の背景

わ くに へいせい ねん しょうがいしゃ けんりおよ そんげん ほ ご
我が国では、平成19（2007）年に障害者の権利及び尊厳を保護し
そくしん しょうがいしゃ けんり かん じょうやく い か しょうがいしゃけんりじょうやく
促進するため、「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」
といひます。）に署名し、それ以降同条約の締結に向けた国内法の整備を
しよめい いこうどうじょうやく ていけつ む こくないほう せいび
進めてきました。平成23（2011）年の「障害者基本法」の改正にお
すす へいせい ねん しょうがいしゃきほんほう かいせい
いては、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を
すべ こくみん しょうがい う む ひと きほんてきじんけん
享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にの
きょうゆう こじん そんちよう りねん
っとり、障害と社会的障壁によって日常生活や社会生活に制限を受け
しょうがい しゃかいてきしょうへき にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ せいげん う
る人を障害者とする社会モデル※1に基づく障害者の概念や、
ひと しょうがいしゃ しゃかい もと しょうがいしゃ がいねん
合理的配慮の概念が盛り込まれました。

こうした中で、本市では、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画
なか ほんし しょうがいしゃきほんほう もと しちようそんしょうがいしゃけいかく
として、平成26（2014）年3月に平成30（2018）年度までを
へいせい ねん がつ へいせい ねんど
計画期間とする「名古屋市障害者基本計画（第3次）」を策定し、「障害の
けいかくきかん な ご や ししょうがいしゃきほんけいかく だい じ さくてい しょうがい
ある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地
ひと ひと たが じんかく こせい そんちよう あ とも い ち
域社会」を目標に掲げ、市民の皆様と協働して、この「インクルーシブな
いきしゃかい もくひよう かか しみん みなさま きょうどう
社会※2」の実現をめざしてきました。

その後も、国においては、「難病の患者に対する医療等に関する法律
ご くに ならびよう かんじや たい いりようとう かん ほうりつ
（以下「難病法」といひます。）」や「成年後見制度の利用の促進に関する
い か なんびようほう せいねんこうけんせいど りよう そくしん かん
法律」が新たに制定され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に
ほうりつ あら せいてい しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき
支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といひます。）」、「児童
しえん ほうりつ い か しょうがいしゃそうごうしえんほう じどう
福祉法」、「発達障害者支援法」、「障害者の雇用の促進等に関する法律
ふくしほう はったつしょうがいしゃしえんほう しょうがいしゃ こよう そくしんとう かん ほうりつ
（以下「障害者雇用促進法」といひます。）」、「高齢者、障害者等の移動等
い か しょうがいしゃこようそくしんほう こうれいしゃ しょうがいしゃとう いどうとう
の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」といひます。）」が
えんかつか そくしん かん ほうりつ い か ほう
改正されました。そして、平成28（2016）年には「障害を理由とす
かいせい へいせい ねん しょうがい りゆう
る差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」といひま
さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ しょうがいしゃさべつかいしょうほう
す。）」が施行されました。また、障害福祉の分野に限らず、教育や防災を
しこう しょうがいふくし ぶんや かぎ きょういく ぼうさい
はじめとして、様々な分野において、障害の有無により分け隔てることが
さまざま ぶんや しょうがい う む わ へだ

ない施策の展開が進められています。

本市においては、障害者が地域で安心して生活できるよう障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや本市独自の様々な施策を展開するとともに、全ての障害者にとっての身近な相談窓口として、障害者基幹相談支援センターを設置し、支援が必要な方に必要なサービスが提供されるように努めてきました。また、障害者差別解消法に基づき本市独自の障害者差別に関する相談体制を整備するとともに、「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」を制定しました。さらに、本市の都市施設の整備にあたっての技術的な基準を定めた「福祉都市環境整備指針」を改定し、「人にやさしいまち名古屋」の実現に向けて取り組んできました。

こうした取り組みを進める一方で、障害者の命や尊厳を否定するような事件や虐待、事業廃止で障害者が突然に働く場を失う事案、全国レベルで行政機関における障害者雇用の信頼が損なわれる事案などが発生しています。また、障害や障害者に対する理解の普及啓発、障害者や家族の高齢化への対応、各ライフステージにおける切れ目のない支援の提供、障害福祉サービス事業所などの質の向上などが課題となっています。

このような状況を踏まえ、障害者の自立及び社会参加を進めるための施策の総合的かつ計画的な推進を一層図るため、平成31(2019)年度からの5年間を計画期間とする障害者基本計画(第4次)を策定するものです。

※1 社会モデル

障害者が日常生活又は社会生活で受ける制限は、心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁(社会的障壁)と相対することによって生ずるものという考え方

※2 インクルーシブな社会

誰もが、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会。

2 障害者の現況

(1) 身体障害者の状況

ひょう 表の1 身体障害者手帳所持者数の推移 (単位 上段：人、下段：%)

	きゅう 1級	きゅう 2級	きゅう 3級	きゅう 4級	きゅう 5級	きゅう 6級	ごうけい 合計
へいせい ねん 平成25年	23,464	12,424	17,426	17,306	4,255	3,524	78,399
(2013)	30.0	15.8	22.2	22.1	5.4	4.5	100.0
へいせい ねん 平成29年	24,402	12,242	16,700	17,158	4,303	3,741	78,546
(2017)	31.0	15.6	21.3	21.8	5.5	4.8	100.0
ぞうげん 増減	938	-182	-726	-148	48	217	147

※各年度末現在

ひょう 表の2 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移 (単位 上段：人、下段：%)

	さいい か 17歳以下	さい 18～64歳	さいいじょう 65歳以上	ごうけい 合計
へいせい ねん 平成25年	1,534	23,837	53,028	78,399
(2013)	2.0	30.4	67.6	100.0
へいせい ねん 平成29年	1,547	22,913	54,086	78,546
(2017)	2.0	29.2	68.8	100.0
ぞう げん 増 減	13	-924	1,058	147

(2) 知的障害者の状況

ひょう 表の3 愛護手帳所持者数の推移 (単位 上段：人、下段：%)

	ど 1度	ど 2度	ど 3度	ど 4度	ごうけい 合計
へいせい ねん 平成25年	2,942	3,231	4,443	4,386	15,002
(2013)	19.6	21.5	29.6	29.3	100.0
へいせい ねん 平成29年	3,249	3,419	4,901	5,618	17,187
(2017)	18.9	19.9	28.5	32.7	100.0
ぞう げん 増 減	307	188	458	1,232	2,185

※各年度末現在

ひょう ねんれいべつあいごてちようしよじしやすう すいい たんい じようだん にん かだん
表の4 年齢別愛護手帳所持者数の推移 (単位 上段：人、下段：%)

	さいいか 17歳以下	さい 18～64歳	さいいじよう 65歳以上	ごうけい 合計
へいせい ねん 平成25年 (2013)	4,616 30.8	9,464 63.1	922 6.1	15,002 100.0
へいせい ねん 平成29年 (2017)	5,136 29.9	10,862 63.2	1,189 6.9	17,187 100.0
ぞう げん 増 減	520	1,398	267	2,185

(3) せいしんしょうがいしや じようきよう
精神障害者の状況

ひょう せいしんしょうがいしやほけんふくしてちようしよじしやすう すいい
表の5 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位 上段：人、下段：%)

	きゅう 1級	きゅう 2級	きゅう 3級	ごうけい 合計
へいせい ねん 平成25年 (2013)	1,535 8.3	12,384 66.6	4,669 25.1	18,588 100.0
へいせい ねん 平成29年 (2017)	1,444 6.0	15,386 63.8	7,287 30.2	24,117 100.0
ぞう げん 増 減	-91	3,002	2,618	5,529

かくねん どまつげんざい
※各年度末現在

ひょう ねんれいべつせいしんしょうがいしやほけんふくしてちようしよじしやすう すいい
表の6 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位 上段：人、下段：%)

	さいいか 17歳以下	さい 18～64歳	さいいじよう 65歳以上	ごうけい 合計
へいせい ねん 平成25年 (2013)	288 1.6	14,930 80.3	3,370 18.1	18,588 100.0
へいせい ねん 平成29年 (2017)	578 2.4	19,144 79.4	4,395 18.2	24,117 100.0
ぞう げん 増 減	290	4,214	1,025	5,529

(4) 発達障害者の状況

表の7 精神障害者保健福祉手帳所持者における ICD区分別の推移

(単位 上段：人、下段：%)

	心理的発達 の障害 (F80—F89)	小児<児童>期及び青年期に通常 発症する行動及び情緒の障害 (F90-F98)	合計
平成25年 (2013)	742 92.8	58 7.2	800 100.0
平成29年 (2017)	1,733 86.3	274 13.7	2,007 100.0
増減	991	216	1,207

※各年度末現在

※ICD：疾病及び関連保健問題の国際統計分類

(5) 重症心身障害児者の状況

表の8 重症心身障害児者の推移 (単位 人)

平成25年(2013)	1,067
平成29年(2017)	1,247
増減	180

※各年度6月1日現在

(6) 難病の患者の状況

表の9 特定医療費受給者証所持者数の推移 (単位 人)

	所持者数
平成25年(2013)	13,040
平成29年(2017)	13,351
増減	311

※各年度末現在

※平成25(2013)年は特定疾患治療研究事業の医療費助成対象者数を掲載

(7) 障害福祉サービス支給決定状況

表の9 障害福祉サービス支給決定状況 (単位 人)

(上段は平成25(2013)年度末、下段は平成29(2017)年度末現在)

区分	障害支援区分						
	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
全障害	472	2,560	2,658	1,658	1,741	2,877	11,966
	216	2,531	2,829	2,311	1,917	3,908	13,712
身体	108	721	887	575	747	1,820	4,858
	49	354	856	684	712	2,450	5,105
知的	100	665	1,145	1,000	948	977	4,835
	53	529	1,030	1,350	1,108	1,317	5,387
精神	262	1,165	617	82	42	75	2,243
	109	1,630	932	272	91	128	3,162
難病等	2	9	9	1	4	5	30
	5	18	11	5	6	13	58

※平成25(2013)年度は障害程度区分の人数を掲載

第2 計画の基本的な性格

1 計画の位置づけ

この計画は、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画と位置づけています。策定にあたっては、障害者基本計画(第3次)(平成26(2014)年度～30(2018)年度)の基本的な考え方を継承し、インクルーシブな社会の実現に向けてより一層の取り組みを進めるための考え方を盛り込み、名古屋市における障害者施策の総合的で計画的な推進を図ります。

2 計画の対象者

この計画は、「障害者基本法」に定める全ての障害者※3を対象とし、障害者及び家族などに対する支援や地域社会へのアプローチのための指針として、障害者の自立と社会参加などを支援する施策を推進します。

※3 「障害者基本法」に定める全ての障害者

【第2条第1項】

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の
心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁に
より継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状
態にあるものをいう。

（なお、「継続的に」には断続的に又は周期的に相当な制限を受け
る状態にあるものを含む。

出典：『平成24年版障害者白書』内閣府、p8)

3 計画の期間

計画期間は平成31（2019）年度から平成35（2023）年度の5
年間とします。

4 関連する計画との関わり

本市総合計画のもとで、市の障害者に関する施策全般についての個別
計画と位置づけています。

また、本市の人権施策を総合的・計画的に推進する新たなごや人権施策推進
プラン（平成32（2020）年度次期プラン策定予定）や障害福祉計画・
障害児福祉計画、平成31（2019）年度策定予定のなごやか地域福祉2
020、次期子どもに関する総合計画をはじめ各施策分野の様々な計画とも
お互いに密接に関わりあい、調整しながら連携して計画を実行していきま
す。

5 計画の策定体制と市民意見の反映

この計画は、障害者施策推進協議会のもとに専門部会を設けて計画の
内容の検討を行いました。

この専門部会には、身体障害（肢体不自由、視覚障害、聴覚障害）、
知的障害、精神障害の障害当事者をはじめ、障害者団体、障害福祉
施設関係者、学識経験者の方々などに参加していただき、当事者の声を反映

するよう努めました。また、計画案の段階で、パブリックコメントを実施し、市民の意見聴取を行いました。

第3 基本的な考え方

平成19（2007）年に我が国が署名した障害者権利条約では、「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的とし、社会モデルや合理的配慮の概念を採用しています。この概念は、条約の批准に当たって整備された改正障害者基本法をはじめとする国内法において反映され、障害者が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として、地域で共生することができる社会の実現に向けた取り組みが進められてきました。

一方で、障害や障害者に対する理解の普及啓発、障害者や家族の高齢化への対応、各ライフステージにおける切れ目のない支援の提供、障害福祉サービス事業所などの質の向上などが課題となっています。一人ひとりの人権が尊重され、地域社会の中で、差別や偏見を受けることなく自分らしく生きることができるよう、常に直面する課題を把握し、障害者や家族を始めとした関係者の意見を踏まえ、解決に向けた施策の展開に努めます。

「障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会」は、構成する全ての人がお互いを思いやる気持ちを持ち、それぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことによって達成されるものです。

障害者が日常生活又は社会生活で受ける制限は、社会が作り出していることから、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという障害の社会モデルの考え方を踏まえ、第4次計画期間においても、公的役割を果たすとともに、引き続き市民の皆様と協働してインクルーシブな社会の実現をめざしていきます。

もくひょう ちいきしゃかい
(目標とする地域社会)

しょうがい ひと ひと たが じんかく こせい そんちよう あ とも い
「障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生き
ちいきしゃかい
る地域社会」

- すべての障害者が社会の一員としてあらゆる活動に参加できる地域社会
- すべての障害者が希望する生活を選択できる地域社会
- すべての障害者が意思疎通手段を選択でき、情報の取得や利用手段を選択できる地域社会
- 社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮がなされ、障害を理由とする差別のない地域社会

しさにてんかい してん
(施策展開の視点)

ちいき しゅたいてき こうどう うなが かんきようせいび
1 地域での主体的な行動を促すための環境整備

しょうがいしゃ ちいき あんしん あんぜん せいかつ しょうがいしゃ しゃかいさんか
障害者が地域で安心・安全に生活をおくるためには、障害者の社会参加を
せいやく しゃかいてきしょうへき じよきよ すす しゃかい か すいしん
制約している社会的障壁※4の除去を進め、社会のバリアフリー化を推進す
るとともにアクセシビリティ※5の向上を図ることが重要です。障害者に
たい さべつ きんし ぎやくたい ぼうし けんりようご すいしん
対する差別の禁止や虐待の防止をはじめとした権利擁護を推進するとともに、
すべ しみん たい しょうがい しょうがいしゃ かん ただ りかい そくしん ほか
全ての市民に対して障害や障害者に関する正しい理解の促進を図り、
しょうがいしゃ じりつ せいかつ おく みずか せんたく けつてい もと ちいきしゃかい いちいん
障害者が自立した生活を送り、自らの選択と決定に基づき地域社会の一員と
して共に暮らしていくための環境整備に努めます。

※4 しゃかいてきしょうへき
社会的障壁

しょうがいしゃ にちじようせいかつまた しゃかいせいかつ いとな うえ しょうへき
障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁と
なるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切の
もの。

※5 アクセシビリティ

しせつ せつび じようほう せいど りよう
施設・設備、サービス、情報、制度などの利用しやすさのこと。

ほんし たいせい せいび
2 本市におけるインクルーシブな体制の整備

ほんし かくぶんや しさく ねんれい せいべつ こくせき しょうがい うむ
本市の各分野における施策において、年齢、性別、国籍とともに障害の有無

により分け隔てない取り組みを推進します。特に事業の企画などに当たっては、多様な主体を想定したものとなるよう、障害者や家族を始めとした関係者の意見を反映するよう努めます。

3 様々な課題に対する施策の展開

障害者がライフステージを通じた切れ目のない適切な支援を受けられるよう、年齢、性別、障害の状態、特性、生活の実態などを踏まえ、障害者の生活に関わる各分野の連携を図りながら、当事者主体の総合的な支援を進めます。

さらに、障害者の雇用機会と就業への支援を拡充していくとともに、様々な分野で障害者を支援する人材の確保と質の向上のための施策を進めます。

だい しょう 第2章

じゅうてんてき と く し さ く 重 点 的 に 取 り 組 む べ き 施 策

だい しょうがい りゆう さべつ かいしょう すす
第1 障 害 を 理 由 と する 差 別 の 解 消 を 進 め る と と も に、
しゃかい ばめん こうじょう
社 会 の あ ら ゆ る 場 面 で の ア ク セ シ ビ リ テ ィ の 向 上
けんりようこ すいしん はか
と 権 利 擁 護 の 推 進 を 図 り ま す。

だい しょうがいじ そうきりょういく じゅうじつ がっこう
第2 障 害 児 の 早 期 療 育 を 充 実 さ せ る と と も に、 学 校
きょういく じゅうじつ はか き め し えんたいせい
教 育 の 充 実 を 図 る ほ か、 切 れ 目 の な い 支 援 体 制 の
こうちく つと
構 築 に 努 め ま す。

だい こうれい あんてい ちいきせいかつ どうじしゃ
第3 高 齢 ま で 安 定 し た 地 域 生 活 が お く れ る よ う、 当 事 者
しゅたい そうごうてき しえん すす
主 体 の 総 合 的 な 支 援 を 進 め ま す。

だい こよう しゅうぎょう かん しえん かくじゅう
第4 雇 用 ・ 就 業 に 関 す る 支 援 を 拡 充 し ま す。

だい しょうがいしゃ しえん じんざい いくせい かくほ はか
第5 障 害 者 を 支 援 す る 人 材 の 育 成 や 確 保 を 図 り ま す。

だい ちいき ぼうさいたいさく すいしん
第6 地 域 に お け る 防 災 対 策 を 推 進 し ま す。

第1 障害を理由とする差別の解消を進めるとともに、社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上と権利擁護の推進を図ります。

- 1 「障害者差別解消法」や同法に基づく基本方針、「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」などを踏まえ、障害を理由とする差別の解消を推進し、障害のある人もない人も互いに尊重し、共に生きる地域社会づくりを進めます。
- 2 障害者の日常生活や社会生活を制限しているソフト・ハードの両面にわたる社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮がなされるよう、必要な施策を推進します。
- 3 福祉都市環境整備指針に基づく建築物や交通などのバリアフリーとともに、人的支援体制の整備などソフト面のバリアフリーを推進し、合理的配慮の的確な実施のための必要な環境の整備に努めます。
- 4 障害者が自らの意思を自ら発信し、また、必要な情報を自ら望む手段で円滑に取得できるよう、意思疎通支援のための支援、情報アクセシビリティの向上を図ります。
- 5 障害者虐待について、市民に対する広報・啓発をより一層進めます。また、虐待の防止や早期発見につながるよう障害特性の理解促進や関係機関の連携を強化するなど施策の充実を図るとともに、養護者に対する支援を進めます。

第2 障害児の早期療育を充実させるとともに、学校教育の充実を図るほか、切れ目のない支援体制の構築に努めます。

- 1 子どもの障害の早期発見・早期支援を推進するため、地域療育センターを一の中核とした早期療育体制の整備に努めます。
- 2 障害の有無にかかわらず互いの個性を尊重しあいながら育ち学んでいくことができるよう、インクルーシブ教育システムの考え方を取り入れるとともに、障害の状態や特性に応じた多様な育ちの場・学びの場が選択できるよう整備に努めます。
- 3 障害児が子どもから大人へと成長する過程に沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援、生活支援などの関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築に努めます。

第3 高齢まで安定した地域生活がおくれるよう、当事者主体の総合的な支援を進めます。

- 1 障害者の年齢、性別、障害の状態、特性、生活の実態などに応じた個別支援の充実に努めます。
- 2 ライフステージを通じた切れ目のない身近な地域での支援に努めます。
- 3 自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、自らの意思が反映された生活を送ることができるよう支援に努めます。
- 4 障害者や家族などの高齢化に伴う必要な支援を実施するとともに、高齢障害者に対して、障害福祉サービスなどの障害者福祉施策及び介護保険制度などの高齢者施策との連携のもと、その障害特性や実態に応じた支援の実施に努めます。
- 5 全ての障害者を対象とした身近な相談窓口である障害者基幹相談支援センターの体制強化及び関係機関との連携を一層図ることにより、適切な支援に繋がるように努めます。
- 6 自立した生活の実現に向け、医療・心理・社会・教育・職業などの総合的で一貫性のあるリハビリテーションの提供に努めます。
- 7 障害者に対する個別の支援を充実させ、本人の意向を尊重した上で、入所施設から地域生活への移行を促進するとともに、精神科病院からの退院の促進や、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、保健・医療・福祉が連携して精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築します。
- 8 障害者が住み慣れた地域で生活を営めるよう住宅の環境整備に関する相談・支援を推進するとともに、グループホームの拡充など生活の場の確保を図ります。
- 9 障害者の生活を豊かにするために、スポーツや文化芸術活動などを含む生涯学習の振興に努めます。

第4 雇用・就業に関する支援を拡充します。

- 1 本市の障害者雇用について、全市で障害者の理解を進めつつ、重度障害者を含む計画的な雇用機会の拡大に努めます。
- 2 「障害者優先調達推進法」を踏まえ、障害者の雇用・就労機会の拡充と賃金・工賃水準の引き上げにつながる支援を推進します。

- 3 市内4か所に設置されている障害者就労などの相談支援機関を中心に就労やそれに伴う日常生活上の相談に応じるとともに、関係機関と連携を図りながら就業の確保や就労定着支援を推進し、就労の安定を図ります。

第5 障害者を支援する人材の育成や確保を図ります。

- 1 障害福祉サービスや保健・医療、教育、意思疎通支援など、様々な分野で障害者支援に必要な人材の養成・確保に努めます。
- 2 様々な分野で障害者支援に携わる人材の資質向上を図るとともに、より働き甲斐のある職場を目指し、障害者福祉の職場に長く勤めることができるように、人材定着のための施策を推進します。

第6 地域における防災対策を推進します。

- 1 「災害対策基本法」を踏まえ、避難行動要支援者名簿の提供などを通じて「助け合いの仕組みづくり」の推進を図るなど、地域における要配慮者の安否確認や避難支援などの取り組みを支援します。
- 2 通常の指定避難所での生活に困難をきたす要配慮者などを対象に開設する福祉避難所について指定か所数の拡大を図ります。
- 3 「指定避難所運営マニュアル」の内容を踏まえ、小学校などの指定避難所において要配慮者のための空間となる福祉避難スペースの確保を進めるとともに、訓練などにおいて、要配慮者本人や関係機関の参加・協力を得ながら、多様な避難者への配慮について啓発に努めます。

だい しょう 第3章

ぶん や べつ し さく き ほんてきほうこう 分野別施策の基本的方向

- 1 あんぜん あんしん せいかつかんきょう せいび
安全・安心な生活環境の整備
- 2 じょうほう こうじょう い し そつうしえん じゅうじつ
情報アクセシビリティ向上と意思疎通支援の充実
- 3 さべつ かいしょう けいはつ
差別の解消・啓発
- 4 じりつ せいかつ しえん い し けっていしえん すいしん
自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- 5 ほけん いりょう すいしん
保健・医療の推進
- 6 こよう しゅうぎょう しえん
雇用・就業の支援
- 7 きょういく いくせい じゅうじつ
教育・育成の充実
- 8 ぼうさい ぼうはん すいしん
防災・防犯などの推進

1 安全・安心な生活環境の整備

げんじょう かだい 現状と課題

すべての人が安全、安心に、共に暮らしていくことができるまちづくりを進めるためには、生活を営む上での障壁（バリア）を取り除き、バリアフリー化を進めることが重要です。

本市では、「福祉都市環境整備指針」に基づき、公共的建築物はじめ公共交通機関、道路、公園などの都市環境のバリアフリー化を推進しているところです。

また、「バリアフリー法」に基づく本市の道路や公園の整備に関する条例や愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」及び国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」など、バリアフリーに関する法制度が整備され、生活環境におけるバリアフリー化も進んでいます。

さらに、「バリアフリー法」に基づき重点整備地区（金山駅地区、名古屋駅地区、栄・久屋大通駅地区及び大曽根駅地区）の基本構想を策定し、バリアフリー整備を順次進めてきました。

しかしながら、建築物や道路などのハード面や、周囲の理解が得られていないことによるソフト面におけるバリアは依然として存在している現状があります。

国において、バリアフリー化を一層推進するために、「バリアフリー法」が改正されるなど更なる法整備が進んでいますが、本市としても、障害者の社会参加の促進に伴う多様なニーズに対応するため、当事者が参加し、当事者とともに決めていく過程を経ながら、持続的・段階的にバリアフリー化を発展させていくことが必要です。

また、「障害者差別解消法」及び「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」の趣旨に基づき、ハード面だけでなく、人的支援体制の整備に向けた人材育成などのソフト面も含んだ環境整備を推進していく必要があります。

障害者が地域で自立した生活を営むためには、地域において生活ができる多様な暮らしの場の確保は極めて重要な課題です。このため、グループホームの充実とともに、市営住宅の建替事業においてバリアフリー化された住宅を供給するなど福祉環境整備の推進に取り組んでいます。さらに、市営住宅の福祉向募集では障害者入居枠をもう設け、地域社会における障害者の居住の安定を図っています。

また、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「住宅セーフティネット法」といいます。）」の趣旨に基づき、公的賃貸住宅だけでなく、民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネット機能の強化が求められる中、障害者が入所施設や精神科病院から地域生活への移行を進めていくため、民間賃貸住宅への入居に必要な調整などの支援を引き続き行うとともに、より円滑に入居できる仕組みづくりも必要です。

選挙は、民主主義の根幹を成すものであり、有権者が政治に参加することのできる最も重要かつ基本的な機会です。有権者は、候補者・政党などの政策や公約などを見極め、積極的に投票に参加し、自らの意思を政治に反映させることができます。

公職の選挙においては、有権者の方々の投票に資するため、「公職選挙法」に基づく選挙公報や政見放送の制度により、候補者・政党などに関する情報が提供されています。

選挙公報については、市長選挙及び市議会議員選挙とも選挙公報全文を内容とした点字・音声による候補者情報を作成して希望者及び視覚障害者団体に配布しています。

候補者の数が多い場合でも、できる限り早く配付できるよう努めていく必要があります。

さらに、他の障害者団体や障害者施設に対しても配付できるよう検討する必要があります。

投票所においては、障害特性に配慮した投票環境の整備や人的介助を行っています。今後、誰もが投票しやすい投票所をめざし、さらに研究し続ける必要があります。

施策の体系

(1) 福祉環境整備の促進

- ① 全ての人が利用しやすい都市環境整備の促進
- ② 人的支援によるバリアフリーの充実
- ③ 移動円滑化のための面的な整備の推進

(2) 住宅・住環境の整備の推進

- ① グループホームの拡充
- ② 市営住宅における住宅の確保など
- ③ 民間賃貸住宅への入居支援

④ 住宅の環境整備の支援

(3) 選挙における配慮

① 候補者情報の充実

② 投票環境の向上

施策の基本的方向

(1) 福祉環境整備の促進

① 全ての人が利用しやすい都市環境整備の促進

ア 建築物・道路・公園などの福祉環境整備

本市が整備及び設置する建築物・道路・公園などの整備にあたっては、「福祉都市環境整備指針」に基づいて、障害の特性などに配慮するとともに、全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインの視点で整備を進めます。また、民間建築物などについても、指針の理念などについて周知啓発を図ります。

イ 公共交通機関におけるバリアフリー化の推進

地下鉄駅におけるエレベーターや可動式ホーム柵の設置、市バス車両（全車両ノンステップバス）の更新などを進めるとともに、民間鉄道駅舎のバリアフリー化や、ユニバーサルデザインタクシーの導入の促進など、国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づいて、バリアフリー化を推進します。

また、市営交通機関の旅客施設及び車両内において、障害特性に配慮した案内表示や緊急時（トラブル、災害など）の情報提供の充実を推進します。

ウ バリアフリーの理念の推進

「福祉都市環境整備指針」の理念や技術的基準について、啓発を行うとともに、人にやさしいまちづくりへの市民、NPOなど各層の積極的な参加と協力を求め、バリアフリーの理念の啓発に努めます。

エ 使いやすさ向上のための整備の推進

様々な障害特性に応じた公共的建築物の施設・設備の使いやすさや、案内情報の分かりやすさの向上に向け、名古屋市歩行者案内サインマニュアルなどを参考に統一化された案内用図記号などの使用の普及や啓発に努めます。

また、障害者の利用に配慮された建物の市民啓発については、「やさしさマーク」のあり方も含め検討します。

② 人的支援によるバリアフリーの充実

ハード整備だけでなく、「人による援助」の充実を図るため、障害者の多様なニーズ及び特性に応じた適切な対応がなされるよう、障害者に対する理解を深めるための広報・啓発の実施や、人材の育成による人的支援体制づくりを推進します。また、職員対応要領に基づく職員研修などを通じた人的支援体制づくりを進めることで、本市が実施する事業などにおけるバリアフリー化を推進します。

③ 移動円滑化のための面的な整備の推進

行政だけではなく、障害者、市民、事業者などと共に、地域全体における面的なバリアフリーを促進します。

ア バリアフリー基本構想重点整備地区のバリアフリーの推進

関係事業者、高齢者、障害者、地元市民などと連携して策定したバリアフリー基本構想に基づき、重点整備地区における面的なバリアフリーを促進します。

イ バリアフリーのまちづくりに向けた取り組み強化

バリアフリー法改正に伴い、新たに創設されたマスタープラン制度に基づき、市町村全体のバリアフリー化の方向性を示す移動等円滑化促進方針（マスタープラン）及び地区単位での基本構想の作成を進めます。

ウ 福祉施設など周辺の面的なバリアフリーの推進

福祉施設など周辺の一定地区内をユニバーサルゾーンとして設定し、施設関係者、地域住民、障害者、警察、事業者などが協議し、歩行者優先の発想による歩道空間の整備（セイフティライブロード事業）の推進や障害者福祉の啓発を重点的に実施することにより、面的なバリアフリーを推進します。

(2) 住宅・住環境の整備の推進

① グループホームの拡充

障害者が、世話人の援助を受けながら、地域の中で共同生活をおくるグループホームや地域生活支援拠点事業所※6を充実します。

※6 地域生活支援拠点事業所

障害者基幹相談支援センターなどとの連携を図りながら、身近な地域で緊急時の受け入れや地域生活体験の場の提供を行う、短期入所2床以上を併設したグループホームのこと。

② 市営住宅における住宅の確保など

市営住宅における住宅の確保や福祉環境整備の推進により、公的賃貸住宅における住まいや生活の場の確保を図ります。

ア 市営住宅における住宅の確保などの推進

市営住宅の福祉向募集における障害者入居枠を確保します。さらに、車いす利用者向市営住宅の住戸内の仕様の一部を、入居予定者の障害の状況に応じた仕様で供給する方式を推進します。

また、市営住宅のグループホーム利用を引き続き図ります。

イ 市営住宅における福祉環境整備の推進

市営住宅の建替事業におけるバリアフリー化された住宅の供給や、既設市営住宅への手すり・スロープ・エレベーターなどの設置を推進します。

③ 民間賃貸住宅への入居支援

地域での自立した生活が可能となるためには、公的賃貸住宅のほか、民間賃貸住宅への入居も進めていく必要があり、「住宅セーフティネット法」の趣旨に基づき、民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、居住支援法人と連携して栄市民サービスコーナー「住まいの窓口」において特別相談を実施します。

また、不動産団体や福祉団体、居住支援団体などが参加する住宅確保要配慮者居住支援協議会の活動を通じて、障害者基幹相談支援センターや関係団体のネットワークづくりに取り組むことにより、これらの機関・団体による居住支援の促進などを図ります。

④ 住宅の環境整備の支援

住み慣れた住宅環境の改善により、日常生活の安全性の確保や利便性の向上を図るため、障害者の住宅の環境整備に関する相談・支援を実施します。また、

しょうがいしゃじゅうたくかいぞうほじょじぎょう せいしんしょうがいしゃ たいしょうかくだい けんとう
障害者住宅改造補助事業の精神 障害者への対象拡大を検討します。

(3) 選挙における配慮

① 候補者情報の充実

しちようせんきょおよ し ぎ かいぎいんせんきょ せんきょこうほうぜんぶん ないよう てんじ おんせい こうほ
市長選挙及び市議会議員選挙の選挙公報全文を内容とした点字・音声による候補
者情報をできる限り早く作成して希望者及び視覚障害者団体に配付するよう努
めます。

ほか しょうがいしゃだんたい しょうがいしゃせつ たい はいふ けんとう
また、他の障害者団体や障害者施設に対しても配付できるよう検討します。

② 投票環境の向上

とうひょうかんきょう こうじょう
投票所の設備や代理投票など、障害者にも投票しやすい環境づくりに努
めます。

ア 円滑な投票の確保

とうひょうじょない けいじ びひん じゅんび さい しょうがいとくせい はいりょ せつび じゅうじつ
投票所内の掲示や備品を準備する際には、障害特性に配慮した設備の充実に努めます。

とうひょうじょ せつち しせつ しきち いりぐち とうひょう きさい ばしょ あいだ
また、投票所を設置した施設の敷地の入口から投票を記載する場所までの間
に段差がある場合は、スロープを設置するほか、設置が困難なときには、適切な人的
かいじょ おこな えんかつ とうひょう かくほ つと
介助を行い、円滑な投票の確保に努めます。

イ 代理投票における対応

しょうがい みずか とうひょうようし きさい ばあい だいいりとうひょう
障害などにより自ら投票用紙に記載できない場合における代理投票におい
ては、選挙人の意思確認にあたっては選挙人の状況に応じて、きめ細かく適切
おうたい つと
に対応するよう努めます。

2 情報アクセシビリティ向上と意思疎通支援の充実

現状と課題

障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために、情報アクセシビリティの向上や意思疎通支援は非常に重要です。

パソコンや携帯情報端末などの情報通信機器、情報伝達技術の進歩により、視覚障害や聴覚障害などそれぞれの障害特性に応じた情報の収集や意思疎通の手段は多様化し、障害者の社会参加の促進に寄与しています。

このように、情報通信機器や情報伝達技術が進歩を遂げる中で、利用機会の拡大を図るために、利用する情報通信機器のマッチングや利用方法の習得などに関する支援が重要になっています。一方で、情報通信機器の利用が難しい障害特性がある人たちのためには、人の手による意思疎通支援が不可欠です。あわせて意思疎通支援を担う人材の育成確保も重要です。

また、例えば、視覚障害者のために点字資料やテキストデータなどが用意されていないことや、知的障害者などにとって難しい語句が使われていることがあるなど、情報の受け手側への配慮が十分とは言えない場合が依然としてあり、情報の取得を困難にしています。

こうした課題を解消するためにも、今後は情報を提供する側を始め、情報の伝達や意思疎通に携わる全ての人たちの意識を高めるなど、一人ひとりの障害特性に配慮したよりきめ細かい情報環境の整備が必要です。

施策の体系

- (1) 情報のバリアフリー化の推進
 - ① 市政情報のバリアフリーの推進
 - ② ICT機器利用の促進
- (2) 情報・意思疎通の支援の充実
 - ① 人材の養成や活用の推進
 - ② 情報・意思疎通に関する理解の促進
 - ③ 意思疎通が困難な障害者への支援

(1) 情報のバリアフリー化の推進

① 市政情報のバリアフリーの推進

市政に関する情報について、障害の有無にかかわらず取得できるよう、ウェブアクセシビリティの推進をはじめとした情報バリアフリーを推進します。

ア ウェブアクセシビリティの推進

市公式ウェブサイトやウェルネットなどやなどで提供する情報のアクセシビリティを推進することにより、ウェブサイトで提供される情報の取得やサービスの利用について、障害特性に配慮するよう努めます。

イ 広報誌などの情報バリアフリーの推進

市が発行するパンフレットなどの紙による広報媒体について、印刷物ガイドラインに基づき、点字版や録音版の発行のほか、分かりやすい表現に心がけ、漢字へのふりがなや音声コードを付けるなど障害特性に配慮するよう努めます。

ウ 人的支援による情報バリアフリーの推進

窓口などにおいて障害特性に配慮した対応がなされ、必要な情報が取得できるよう、職員への研修などを通じた人的支援体制づくりを進めます。

② ICT※7機器利用の促進

情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障害者に対して日常生活用具の給付を行い、社会の変化に即したICT機器の利活用を図るとともに、利用に支援が必要な障害者に対して、機器の進化にあわせ、きめ細やかな対応を実施します。

※7 ICT (Information and Communication Technology)

情報通信技術。単なる情報技術ではなく、多様で自由かつ便利な「コミュニケーション」が実現するという、情報通信技術におけるコミュニケーションの重要性をより一層明確に示したもの。

(2) 情報・意思疎通の支援の充実

① 人材の養成や活用の推進

意思疎通に関して、障害特性に応じた適切な支援ができるよう、従来の手話通訳者や要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣に加えて、知的障害者や発達障害者など意思疎通支援を必要とする障害者への支援について検討します。

ア 手話通訳者などの派遣の推進

障害者の日常生活や社会生活を支援するため、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員などの派遣事業を実施するとともに、事業の広報啓発に努めます。

イ 支援する人材の養成の推進

手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員をはじめとした障害者の意思疎通を支援する人材の養成を実施します。また、失語症者向け意思疎通支援者の養成を検討します。

ウ 知的障害者・発達障害者などへの意思疎通支援

知的障害者や発達障害者など意思疎通支援を必要とする障害者に対して、医療機関におけるコミュニケーション支援事業を実施するとともに、支援者の育成・確保のほか、さらなる支援の拡充のための検討を進めます。

② 情報・意思疎通に関する理解の促進

情報の取得や意思疎通が困難な障害者に対する理解の促進に努めます。

ア 情報・意思疎通に関する啓発の実施

点字・手話・要約筆記などの各分野で実施されている講習会を支援するとともに、知的障害者や発達障害者など意思疎通支援を必要とする障害者についての市民や民間事業者への理解を深めるための啓発を実施します。

イ 本市における理解の促進

区役所など窓口での円滑なコミュニケーションを可能とするためのタブレット端末を設置するとともに、本市職員に対し手話研修を実施するなど資質向上を図り、よりきめ細かい意思疎通支援や意識（こころ）のバリアフリー宣言の働きかけを行うことにより、情報バリアフリーの推進を図ります。

③ 意思疎通が困難な障害者への支援

緊急時や災害時などに周囲からの支援や配慮を得ることができるようヘルプカードの普及を図ります。

3 差別の解消・啓発

現状と課題

障害者が地域で安心して日常生活を営むためには、障害を理由とする差別の解消や、障害者虐待の防止などの取り組みが大変重要です。

本市では、「障害者差別解消法」に基づき、障害者差別相談センターを中心とした相談体制の整備とともに、本市職員が同法の趣旨を理解し、適切に対応するための職員対応要領の策定、市民への広報・啓発など、障害者差別の解消に向けた取り組みを進めてきました。

一方で、今なお、障害や障害者に対する誤解や偏見が存在し、周囲の理解が不十分なことにより、障害者の自立や社会参加が妨げられているという現状があります。

新たに制定した「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」の趣旨を踏まえ、対話によりお互いの理解を深めながら、市・事業者・市民が一体となって、障害者差別の解消に向けた取り組みをより一層発展させていくことが必要です。

また、引き続き障害者虐待相談センターの運営などを通じて、障害者虐待の防止に努めるとともに、障害者の権利擁護のための取り組みについても推進する必要があります。

さらに、「障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会」の実現を図るためには、障害や障害者に対する理解を深めるための広報・啓発活動の推進が大変重要です。

これまで、「障害者基本法」に定める障害者週間（毎年12月3日から9日まで）に開催する「障害者週間記念のつどい」などの機会をとらえて各種講演会やシンポジウムなどを開催するとともに、発達障害啓発週間（毎年4月2日～8日）にあわせた映画上映会の開催やポスターの掲出などにより、一般市民、ボランティア団体などに対する啓発に努めており、今後もその内容の充実を図るなどさらに促進させていく必要があります。

施策の体系

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進
 - ① 相談・紛争解決体制の整備
 - ② 職員などの理解促進
 - ③ 事業者及び市民の理解促進
 - ④ 地域における障害者差別解消の推進
- (2) 虐待の防止
- (3) 権利擁護の推進
 - ① 障害者・高齢者権利擁護センターの運営支援
 - ② 成年後見制度の利用促進
- (4) 広報・啓発活動の推進

施策の基本的方向

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進
 - ① 相談・紛争解決体制の整備

相談体制を整備するとともに、紛争解決の仕組みを構築することで、障害者差別の解消を図ります。

ア 相談体制の整備

障害者差別に関する相談を受け、関係機関と連携しながら、関係者間の調整などを行い事案の解決を図る専門機関として障害者差別相談センターを運営するとともに、障害者差別に関する相談に従事する人材の育成を図ります。

イ 紛争の解決

障害者差別に関する相談の解決に、一層の実効性をもたせるため、相談及び調整によっても解決しない悪質な事案に対しては、助言、あっせん、勧告、公表による紛争解決を図ります。
 - ② 職員などの理解促進

職員対応要領に基づく職員研修や、意識(こころ)のバリアフリー宣言の働きかけを行い、市職員の理解と意識を高めます。また、市民利用施設の職員や

じゅたくじぎょうしゃ たい しょくいんたいおうようりょう しゅし しゅうち はか
受託事業者に対しても職員対応要領の趣旨について周知を図ります。

③ 事業者及び市民の理解促進

ア 事業者の理解促進

事業者における障害者差別解消に向けた自発的な取り組みが促されるよう、
障害者差別相談センターによる出前講座の活用など研修機会の確保や、理解
促進に向けた広報啓発を進めます。

イ 市民の理解促進

市民向け講演会の実施など幅広い広報啓発活動を通じて、市民の理解促進を図
ります。

④ 地域における障害者差別解消の推進

障害者差別解消の推進のための地域ネットワークとして、障害当事者や
障害者団体、地域の関係機関から構成する障害者差別解消支援会議を設置し、
情報共有や意見交換などを行いながら、障害者差別解消に向けた取り組みを
進めます。

(2) 虐待の防止

障害者虐待相談センターの運営や緊急一時保護の居室を確保するとともに、
24時間365日の相談体制を確保するため休日・夜間相談窓口を設置し、障害者
虐待の防止や早期発見を図ります。また、相談対応や助言により、必要な障害福祉
サービスの利用促進を図るなど養護者の支援に取り組みます。

さらに、障害者差別の解消と一体的に、障害特性に対する理解促進や障害者の
人権に対する啓発などに取り組むことで、障害者虐待の防止に努めます。

(3) 権利擁護の推進

① 障害者・高齢者権利擁護センターの運営支援

知的障害者など判断能力が十分でない人が、地域で適切なサービスを受けられ
るよう、権利擁護にかかる相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービスなどの
日常生活自立支援事業を行う障害者・高齢者権利擁護センターについて、引き続
き運営を支援します。

② 成年後見制度の利用促進（再掲）

施設入所や在宅サービスの利用などにおいて、契約締結など法律行為が困難な場合には、成年後見制度を円滑に利用できるよう、後見等開始の審判請求並びに審判請求に要した費用及び後見人などの報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を推進します。

あわせて、「市民後見人」を引き続き養成するとともに、成年後見あんしんセンターによる支援・監督の下で、「市民後見人」の活動の定着化を図ります。

また、法人後見を担う団体の交流会を開催したり、後見活動を行う支援員向けの研修を実施するなど、法人後見の活動を支援します。

さらに、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、本市計画を策定するとともに、必要な方が適切に成年後見制度を利用できるよう、制度の周知や体制の整備を行います。

(4) 広報・啓発活動の推進

障害を理由とする差別の解消をはじめ、障害者施策を社会全体で推進していくためには、市民に対して障害や障害者に関する正しい理解を促進することが重要であるため、障害者団体などとの連携による幅広い広報・啓発活動を推進します。

ア 障害者週間・人権週間などでの啓発事業

障害者週間（毎年12月3日から9日まで）に開催する「障害者週間記念のつどい」や人権週間（毎年12月4日から10日まで）に開催する啓発行事における講演会やシンポジウム、発達障害啓発週間（毎年4月2日から8日まで）に関する上映会やポスターの掲出などによる幅広い広報・啓発活動を計画的かつ効果的に推進します。

イ 当事者参加による啓発

「障害者と市民のつどい（ふれあい広場、シティハンディマラソン）」の開催などにより、障害当事者の参加による啓発活動を行うとともに市民と障害者の交流の機会を図ります。

ウ 障害特性に応じたきめ細やかな啓発

ヘルプマークの普及促進により、内部障害や難病をはじめ、外見からは分からない障害についての理解促進を図るなど、様々な障害特性の理解が進むよう

けいはつ つと
な啓発に努めます。

エ 広報媒体を通じた啓発

こうほう ほんし かつよう しょうがい しょうがいしゃ たい りかい
広報なごやや本市のホームページなどを活用し、障害や障害者に対する理解
そくしん いっそうはか
促進をより一層図ります。

オ 「障害のある人を理解し、接するためのガイドブック」の活用

しょうがい ひと りかい せつ かつよう
「障害のある人を理解し、接するためのガイドブック(こんなときどうする?)」
かつよう はか しょうがい しょうがいしゃ たい りかい いしき たか
の活用を図り、障害や障害者に対する理解と意識を高めます。

カ 地域に根差した啓発活動

く やくしよ かくく しょうがいしゃ じりつ しえんれんらくきょうぎかい ちゅうしん けいはつかつどう
区役所や各区の障害者自立支援連絡協議会を中心とした啓発活動により
ちいき しょうがい しょうがいしゃ たい りかいそくしん いっそうはか
地域での障害や障害者に対する理解促進を一層図ります。

4 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

現状と課題

平成15(2003)年4月から、障害者の福祉サービスは、「措置制度」から障害者によるサービスの選択と自己決定を可能にする「支援費制度」へと移行され、その後、平成18(2006)年4月の「障害者自立支援法」の施行により三障害一元化が示され、身体障害者・知的障害者・精神障害者の区別なく必要とするサービスが利用できる仕組みとされました。さらに平成22(2010)年12月の法改正により、発達障害者が対象に含まれることが明文化されるとともに、平成24(2012)年6月には「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正され、平成25(2013)年4月からはサービス利用の対象者に難病の患者などが追加されました。平成30(2018)年4月から施行された「障害者総合支援法」と「児童福祉法」の改正においては、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用の促進、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備などの方向性が示されています。

本市では、全ての障害者を対象とした身近な相談窓口である障害者基幹相談支援センターを平成26(2014)年4月に設置し、障害者のサービスの選択と自己決定を支援してきました。今後、多様なニーズに対応できるよう様々な関係機関との連携を一層図る中で、適切な支援に繋げることが必要です。さらに、相談支援の質の向上を図るための体制確保が課題となります。

また、障害福祉サービス事業にNPOや営利法人などの参入が進んできましたが、サービス利用希望者も増えていることから、引き続きサービス基盤を充実するとともに、サービスの提供を希望する障害者が、必要な障害福祉サービスを継続的に受けられるよう、事業者やその他の関係者との連携を深めながら、事業所の安定的な運営とサービスの質の向上を図っていく必要があります。

さらに、必要なサービス提供にかかる人材の確保も必要とされています。

障害者の自立と社会参加の実現を図るためには、必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けながら、障害者が自らその居住する場所を選択できることが大切です。また、本人の意向を尊重した上で施設入所者や退院可能な精神障害者の生活の場を、地域生活へと移行していくことが求められています。移行を進める上では、地域における

相談支援体制の充実とともに、住宅やグループホーム、地域生活支援拠点事業所など生活の場の確保と一層の質の向上が課題となります。

このように障害者が地域において日常生活を営むためには、本人の意思や意向が十分尊重されることが重要であり、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者への意思決定支援を進めていく必要があります。

また、障害者の高齢化に伴う支援の在り方や介護する家族などの高齢化による障害者の家庭からの自立など、高齢化・重度化を踏まえた課題への対応とともに、障害児から障害者へのライフステージを通じた切れ目のない身近な地域での支援の充実を図ることが必要です。さらに、ひきこもり状態にある方の長期化や高齢化への対応が課題となっており、ひきこもりに関する支援機関や団体などとの連携を一層進めていく必要があります。

重度障害児者への支援においては、在宅の重度障害児者の地域生活を支援するための日中活動の場の確保が引き続き課題となっています。

また、地域生活の継続が困難な医療的ケアを要する重症心身障害児者への支援も課題となっている中、本市の重症心身障害児者施設の運営を中心に、引き続き支援の充実を図る必要があります。

さらに、強度行動障害者の障害特性に応じた支援について、平成29(2017)年度より専門支援員の養成を開始し、平成30(2018)年度より専門支援員の派遣から相談・研修にいたるまでの総合的な事業として強度行動障害者支援事業を開始しました。今後も継続した支援を行うとともに、支援内容をさらに充実させていく必要があります。

医療技術の進歩などを背景として、NICUなどに長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろうなどを使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児(以下、「医療的ケア児」といいます。)が増えています。このような医療的ケア児が在宅生活を継続していくことを目的として平成28(2016)年6月に児童福祉法が改正され、医療的ケア児の支援に関わる関係機関の連携の一層の推進を図るよう努めることとされました。

また、平成28(2016)年8月には発達障害者支援法が改正され、乳幼児期から成人期まで切れ目のない支援を行うことが重要であると規定されました。本市が運営する発達障害者支援センター「りんくす名古屋」では、発達障害児者や家族、関係機関からの相談を受けて、本人や家族が安心して地域生活を送れるように支援のコーディネー

トを行っていますが、近年では相談件数(実人数)が増加傾向にあり、支援体制の充実が求められています。なお、相談件数全体のうち6割程度は19歳以上の相談者となっています。

障害者の自立と社会参加を促進するためには、障害者の生活を豊かにする支援が重要です。スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動を含む生涯学習を振興することにより、体力の増進、地域交流、余暇の充実を図る必要があります。また、こうした多様な生涯学習に関する取り組みを各部署が情報共有を図りながら連携して推進することが求められています。

障害者スポーツの分野においては、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を控えて注目が高まっており、これを機会に障害者スポーツの振興と活動機会の拡大を一層図っていく必要があります。また、文化芸術活動の分野においては、平成30(2018)年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進することが求められています。

施策の体系

- (1) 相談支援体制の充実
 - ① 地域における相談支援体制の充実
 - ② 様々な相談活動への支援の拡充
- (2) 地域生活を支援するサービスの量的・質的充実
 - ① 在宅サービスの拡充
 - ② 外出支援策の推進
 - ③ 日中活動の場の充実
 - ④ 福祉的就労の場などの充実
 - ⑤ 地域生活の場の確保
 - ⑥ 自立訓練(機能訓練、生活訓練)の充実
 - ⑦ 福祉用具などの研究開発・普及促進と利用支援
 - ⑧ 経済的施策の充実

- (3) 地域生活への移行支援
- (4) 重度障害児者への対応
- ① 重度障害児者への支援の充実
- ② 強度行動障害者への支援
- ③ 重度障害児者の生活の場としての施設の確保
- (5) サービスの質の向上と多様なサービス供給体制の充実
- ① サービスの質の向上
- ② 多様なサービス供給体制の充実
- (6) 障害者などの高齢化に対する施策の実施
- (7) スポーツ、文化芸術活動を含む生涯学習の充実
- ① レクリエーション施設などのバリアフリーの促進
- ② 障害者スポーツの推進
- ③ 文化芸術活動の推進
- ④ スポーツ交流、文化芸術活動を通じた地域間交流、国際交流の促進
- ⑤ 共に学べる生涯学習の機会の拡充
- (8) 意思決定支援の推進
- ① 意思決定支援の普及啓発
- ② 成年後見制度の利用促進

施策の基本的方向

- (1) 相談支援体制の充実
- ① 地域における相談支援体制の充実
- 障害者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けるためには、日常生活上生じる課題について、身近なところで相談や支援できる体制が必要です。そのため、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務などを行う障害者基幹相談支援センターの体制強化及び関係機関との連携強化を図るとともに、特定及び一般相談支援事業の促進に努めます。
- ア 障害者基幹相談支援センターの体制強化及び関係機関との連携強化**
- 地域における相談支援体制の充実を図るため、障害者基幹相談支援センターの体制を強化し、区役所・保健センターと連携しながら各区の自立支援連絡協

議会の運営を一層充実させるとともに、市の自立支援連絡会において、相談支援従事者の確保などの課題を共有する中で、地域の実情に応じた相談支援体制の連携強化を図ります。

イ 特定及び一般相談支援事業の充実

障害者などが地域の身近なところで相談や支援が受けられるよう、特定及び一般相談支援事業の体制や質の充実を図ります。

ウ 多様な障害への専門的な対応

発達障害児者や家族に対する相談支援機能の充実とともに、関係者による発達障害者支援地域協議会で市内の課題などを協議し、発達障害者支援センター（りんくす名古屋）を中心とした地域生活支援体制の充実を図ります。

また、総合リハビリテーションセンターなどの相談支援機関において高次脳機能障害への専門的支援を地域と連携・協力し実施するほか、各区の保健センターにおいて難病の患者や家族の相談に応じるなど療養生活の支援を実施します。

エ 医療的ケア児の支援にかかる連携体制の構築

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障害福祉・保育・教育などの関係機関が連携するための協議の場を設置します。また、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置について検討します。

② 様々な相談活動への支援の拡充

障害者による相談活動などの取り組みを支援するなど、障害者がより相談しやすい環境づくりを進めます。

ア 障害者及び家族による相談活動などへの支援

当事者が相談に応じる相談活動、障害者・家族などの自助グループ、ボランティア団体などの諸活動などに対する育成、支援を実施し、より相談しやすい環境づくりを進めます。

イ ピアサポート※8の推進

発達に遅れや不安のある子どもがいる保護者同士が交流・相談ができる場である「いこいの家事業」について、市内にバランス良く配置していきます。

※8 ピアサポート

同じような経験がある人によるサポート。

(2) 地域生活を支援するサービスの量的・質的充実

① 在宅サービスの拡充

障害者が住み慣れた地域で生活し、社会、経済、文化などの様々な分野でいきいきと活動できるようにするため、自立生活を支援する在宅サービスを拡充します。また、常時介護を必要とする障害者への医療的ケアを含む在宅における適切な支援の在り方を検討します。

ア 訪問系サービスの拡充

訪問系サービスの量的拡大とともに障害特性に配慮し、必要な人へ必要なサービスが提供できるよう体制を確保します。

イ 短期入所サービスの拡充

短期入所の定員数の拡大を図るとともに、介護者の急な不在などへの対応として、緊急短期入所空床確保事業を継続して実施し、地域生活支援拠点事業所での緊急時の受け入れの促進にも努めます。また、施設や病院などにおいて日中一時受入事業を継続して実施します。

ウ 配食サービスの実施

障害者が健康で自立した生活を営めるよう、また併せて利用者の安否確認を行う配食サービスを実施します。

② 外出支援策の推進

障害者の社会参加をより円滑にするために、外出支援策を推進します。

ア 移動支援事業の充実

希望する時間に利用ができるよう、ガイドヘルパーの確保と養成に努めるとともに、資質向上を図ります。

イ 身体障害者補助犬の利用支援

身体障害者補助犬の飼育費の助成や総合リハビリテーションセンターにおける補助犬の認定・相談事業などを実施し、障害者の自立支援や社会参加を支援します。

ウ 福祉特別乗車券の交付

障害者が市営交通機関などを利用する機会を確保し、社会参加を促進するため、福祉特別乗車券の交付を実施します。

エ タクシー料金の助成など

公共交通機関が利用できない障害者のために、タクシー料金の助成やリフトカー運行事業などを実施します。

③ 日中活動の場の充実

地域でいきいきとした自立生活をおくることができ、社会参加や社会活動を促進するため、様々な日中活動の場の充実を図ります。

ア 生活介護事業の充実

主に昼間に、日常生活の介護を行うとともに創作活動や生産活動の場を提供する生活介護事業の充実を図ります。

イ 精神障害者地域活動支援事業の充実

精神障害者に対して、社会との交流の促進を図り、レクリエーションや生産活動の機会などを提供するとともに、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整などを行う精神障害者地域活動支援事業を充実します。

ウ デイサービス型地域活動支援事業の充実

障害児者の日中活動の場として、機能訓練、レクリエーションなどを提供するデイサービス型地域活動支援事業を充実します。また、運営実態やニーズの把握に努め、必要な施策の充実について検討します。

エ 作業所型地域活動支援事業などの充実

地域における作業の場や生活訓練の場としての作業所型地域活動支援事業を充実するとともに、訓練・レクリエーションの場としての重症心身障害児小規模通所支援事業の活動を支援します。

④ 福祉的就労の場などの充実

一般就労と並んで、自立した生活に必要な経済的基盤を確保するとともに働くことにより生きがいにつながるよう、福祉的就労の場などの充実を図ります。

ア 働く場の充実（再掲）

一般企業などでの就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う就労継続支援事業の充実を図ります。併せて誰もが安心して働くことのできる場となるよう、質の向

じょう つと
上に努めます。

イ 一般就労に向けた訓練の場の充実（再掲）

いっばんきぎょう しゅうろう きぼう かた いっていきかん しゅうろう ひつよう ちしきおよ
一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び
のうりよくこうじょう ひつよう くんれん おこな しゅうろういこう しえん じぎょう じゅうじつ はか
能力向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業の充実を図ります。
あわ しつ こうじょう つと
併せて質の向上に努めます。

⑤ 地域生活の場の確保

しょうがいしゃ す な ちいき じりつ せいかつ
障害者が住み慣れた地域で自立した生活をおくることができる住まいや生活の
ば かくほ はか
場の確保を図ります。

ア グループホームの拡充

しょうがいしゃ せわにん えんじょ う ちいき なか きょうどうせいかつ
障害者が、世話人の援助を受けながら、地域の中で共同生活をおくるグルー
プホームを拡充します。また、市営住宅のグループホーム利用を引き続き図り
ます。

イ 地域生活支援拠点事業所の充実

しょうがいしゃきかん そうだんしえん れんけい はか みちか ちいき きんきゅう
障害者基幹相談支援センターなどとの連携を図りながら、身近な地域で緊急
じ う い ちいきせいかつたいけん ば ていきょう おこな ちいきせいかつしえんきよてんじぎょうしよ
時の受け入れや地域生活体験の場の提供を行う地域生活支援拠点事業所を
じゅうじつ
充実します。

ウ 福祉ホームの確保

じゅうきよ もと しょうがいしゃ じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな
住居を求めている障害者が、自立した日常生活や社会生活を営むために
りよう にちじょうせいかつ ひつよう しえん ていきょう ふくし かくほ
利用するとともに、日常生活に必要な支援を提供する福祉ホームを確保します。

⑥ 自立訓練（機能訓練、生活訓練）の充実

しかくしょうがい こうじのうきのうしょうがい たいおう そうごう
視覚障害や高次脳機能障害などへの対応として、総合リハビリテーションセン
ターにおいて専門性の高い支援の実施を継続します。また、アルコール健康障害へ
せんもんせい たか しえん じっし けいぞく けんこうしょうがい
の対応として、通所及び宿泊訓練による社会復帰のための事業所の整備を図りま
す。

⑦ 福祉用具などの研究開発・普及促進と利用支援

しょうがいしゃ じりつ にちじょうせいかつ しえん ふくしきょうぐ けんきゅうかいはつ ふきゅう
障害者の自立した日常生活を支援するため、福祉用具などの研究開発・普及
そくしん りようしえん はか
促進と利用支援を図ります。

ア 福祉用具の研究開発の推進

総合リハビリテーションセンター及び福祉用具プラザが、大学などの研究機関と協同し、国の施策との連携を図りながら、福祉用具などの研究開発を推進します。

イ 福祉用具などの普及促進と利用支援の推進

自助具や介護用ロボット、ユニバーサルデザインの製品などを含めた福祉用具などの普及促進と利用支援の推進を図るため、なごや福祉用具プラザにおいて、福祉用具などの展示、相談及び講習会の開催や福祉用具などの製作・改造を行うほか、介護用ロボットの普及支援及び在宅重度障害者への訪問相談支援の強化を検討します。

また、福祉用具などの相談などに従事する専門職員の資質向上を図ります。

⑧ 経済的施策の充実

地域生活が安定的に送れるよう、各種手当の支給や医療費の助成などを実施します。

ア 各種手当の支給

障害者の経済的負担を軽減するため、特別障害者手当をはじめとした各種手当を支給するとともに、各種手当制度の給付水準の確保に努めます。

イ 障害者医療費助成の実施（再掲）

現行の医療費助成制度を引き続き実施します。

(3) 地域生活への移行支援

施設入所者や退院可能な精神障害者（いわゆる「社会的入院者」）などが、本人の希望に基づいて、円滑に地域生活へと移行できるよう支援します。

ア 地域移行支援・地域定着支援などの拡充

入所施設や精神科病院などから地域生活に移行するための支援を行う地域移行支援及び常時の連絡体制を確保し緊急時の相談に応じるなどの地域定着支援の実施を拡充します。

また、地域での自立生活の継続を支援するため、平成30（2018）年度から新たなサービスとして、障害者支援施設やグループホーム、精神科病院などから地域での一人暮らしに移行した障害者の生活への不安に対して、定期的な居宅訪問などにより状況把握を行い、必要な助言や関係機関との連絡調整を

おこな じりつせいかつえんじょ じっし
行 う 自立生活援助を実施します。

イ 地域生活体験事業などの実施

ちいき じりつせいかつ ようい う い せいかつ わ
地域での自立生活を容易に受け入れられるよう、グループホームなどの生活に向
けた地域生活体験事業を継続して実施するとともに、地域生活支援拠点事業所で
ちいきせいかつたいけんりよう そくしん つと
の地域生活体験利用の促進にも努めます。

ウ 地域サービス基盤の整備推進

グループホームなどの社会資源の整備を進めるとともに、精神医療の受診
きよひしや いりようちゆうだん せいかつ こんなん せいしんしょうがいしや ちいき じつじよう おう
拒否者や医療中 断による生活が困難な精神障害者への地域の実情に応じたア
ウトリーチ支援の検討を進めます。

エ ピアサポートの活用

当事者や家族を含めたピアサポートの活用を図るとともに、障害や病気に対す
ただ りかい ふきゅう すいしん
る正しい理解の普及を推進します。

オ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み

「地域移行・地域定着支援普及啓発用のパンフレット」の活用や、ピアサポー
ちいききこう ちいきでいちやくしえんふきゅうけいはつよう かつよう
ターの養成・活用を通じ、長期入院患者の退院の動機づけ支援を行います。ま
ようせい かつよう つう ちようきにゆういんかんじや たいいん どうき しえん おこな
た、保健・医療・福祉など関係者による協議の場を通じて、退院促進を一層活性化
ほけん いりよう ふくし かんけいしや きようぎ ば つう たいいんそくしん いっそうかつせい
させるとともに、安心して自分らしい地域生活が営めるよう、地域包括ケアシ
あんしん じぶん ちいきせいかつ いとな ちいきほうかつ
ステムの構築に向けた取り組みを実施します。

(4) 重度障害児者への対応

① 重度障害児者への支援の充実

重度障害児者の生活の場を整備するとともに、在宅の重度障害児者の日中活動
じゅうどうしょうがいじしや せいかつ ば せいび ざいたく じゅうどうしょうがいじしや にっちゅうかつどう
の場を確保するため、通所施設での重症心身障害者等受入補助などの在宅支援
ば かくほ つうしよせつ じゅうしやうしんしんしょうがいしやとうけいれほじよ ざいたくしえん
策を実施します。また、本市重症心身障害児者施設における短期入所などの在宅
さく じっし ほんしじゅうしやうしんしんしょうがいじしやせつ たんきにゆうしよ ざいたく
支援機能の強化を検討するなど、常時介護を必要とする障害者への医療的ケアを
しえんきのう きようか けんとう じょうじかいご ひつよう しょうがいしや いりようてき
含む在宅における適切な支援に努めます。

ア 重症心身障害児者施設の運営

重症心身障害児者施設において、入所児者の生活の場を確保するとともに、
たんきにゆうしよ そうだん つう しない ざいたく じゅうしやうしんしんしょうがいじしや かぞく しえん
短期入所や相談などを通じて、市内の在宅の重症心身障害児者や家族、支援に
あ じぎやうしや しえん
当たる事業者などを支援します。

イ 在宅重症心身障害児者への訪問指導

在宅の重症心身障害児者を支援するため、訪問して療育指導や相談などを実施します。

ウ 重症心身障害児小規模通所援護事業の実施

地域において、5人以上の重症心身障害児者などに訓練やレクリエーションなど実施する通所援護事業を支援します。

エ 日中活動の場への受け入れの確保

障害者入所施設での重症心身障害者受入施設補助や生活介護事業所及びサービス型地域活動支援事業所への重症心身障害者等受入補助を実施することにより、重症心身障害児者の日中活動の場を確保します。

オ 地域での居住の場の確保

重度障害者が住み慣れた地域で生活できるよう、住宅改造に関する相談や補助を実施するとともに、グループホームの改修費用や整備費用を補助し、居住の場を確保します。

② 強度行動障害者への支援

強度行動障害者への支援として、生活介護事業所に対して適切な支援を行うのに必要な職員加配を行い、円滑な受け入れと行動障害の軽減を図る強度行動障害者受入補助を引き続き実施します。また、障害特性に応じた支援を強化する観点から、平成29(2017)年度より専門支援員の養成を開始し、平成30(2018)年度より専門支援員の派遣から相談・研修にいたるまでの総合的な事業として強度行動障害者支援事業を実施しています。今後も、居宅内における支援促進の検討も含め、家族支援の視点を踏まえて、支援内容の充実を図ります。

③ 重度障害児者の生活の場としての施設の確保

常時医療的ケアが必要な障害児者や重度の強度行動障害がある障害児者など、地域生活の継続が困難な重度の障害児者の意向を尊重した上で、生活の場としての入所施設について、現行の施設数を維持します。

また、18歳を超えて障害児入所施設に入所している障害者について、障害福祉サービスへの移行を図ります。さらに、老朽化しているあけぼの学園を改築し、小規模グループによる家庭的な施設機能の導入により、入所児童の生活環境の

こうじょう つと
向上に努めます。

(5) サービスの質の向上と多様なサービス供給体制の充実

① サービスの質の向上

しょうがいしゃ かぞく じぎょうしゃ
障害者や家族が事業者やサービス内容を適切に選ぶことができるよう、しょうがい
ふくし とうじょうほうこうひょうせいど かつよう じょうほうていきょう ひ つづ
福祉サービス等情報公表制度などを活用し、わかりやすい情報提供に引き続き
つと
努めます。また、しょうがいしゃ ここ おう りようしつ ていきょう う
障害者が個々のニーズに応じた良質なサービス提供を受けられ
るよう、しょうがいとくせい せいど りかい ふか けんしゅう じっし ほうれい きてい もと
障害特性や制度の理解を深める研修などの実施、法令などの規定に基づ
いた事業者指定と事業者への指導・監査、事業者に対する苦情解決、および第三者
ひようか じっし そくしん しょうこうじょう はか
評価の実施の促進などによりサービスの質の向上を図ります。

② 多様なサービス供給体制の充実

たよう きょうきゅうたいせい じゅうじつ
多様なサービスの供給体制を確保するために、しょうがいふくし にな て
障害福祉サービスの担い手の
ようせいじぎょう ひつよう せんもんけんしゅう じっし じぎょうしょ じんざいかくほ じんざいいくせい む
養成事業や必要な専門研修を実施するなど、事業所の人材確保や人材育成に向け
た取り組みを推進します。

ア 従事者の育成と研修の充実

しょうがいしゃ とくせい こべつせい じゅうぶん りかい うえ ていきょう
障害者の特性や個別性を十分に理解した上で、サービスが提供できるよう、
ホームヘルパーや施設職員の現任研修を充実します。

イ 福祉人材育成のための支援の実施

じぎょうしょ おこな じんざいいくせい しょうくいんていちゃく しょうじん ふうくし じんざいいくせい しょうじんじよせい
事業所が行う人材育成や職員定着を支援するため、福祉人材育成支援助成
じぎょう ひ つづ じっし
事業を引き続き実施します。

ウ 福祉人材の確保

しょうがいしゃふくし しごと りかい む さまざま こうほうばいたい じょうほうはっしん
障害者福祉の仕事への理解に向けた様々な広報媒体による情報発信とイメ
ージアップに努めるほか、しゅうろうかんけいきかん れんけい こうねんれいしゃ のうりよくかつよう
就労関係機関と連携して、高齢者の能力活用、
せんざいてきゆうしかくしゃ ほ お ほうさく けんとう いどうしえんじぎょうじゅうじしゃようせい
潜在的有資格者の掘り起しの方策を検討します。また、移動支援事業従事者養成
じぎょう じっし じゅうじしゃ かくほ はか
事業などを実施し、従事者の確保を図ります。

(6) 障害者などの高齢化に対する施策の実施

しょうがいしゃ かぞく こうれいか たい しさく じっし
障害者や家族などの高齢化・重度化に伴う生活上のしづらさや介護する家族の
こうれいか ともな しょうがいしゃ かにてい じりつ たいおう ひつよう おう じりつせいかつ
高齢化に伴う障害者の家庭からの自立などに対応するため、必要に応じて自立生活
えんじょ かつよう けんとう せいかつしえんさく じゅうじつ はか
援助の活用を検討するなど生活支援策の充実を図ります。

また、新たに制度化された共生型サービスを含め、高齢障害者が、介護保険サービスなど必要なサービスを円滑に利用することができるよう、関係機関などとの連携を進めます。

(7) スポーツ、文化芸術活動を含む生涯学習の充実

障害者が社会で自立して生活する力を養い生活を豊かにできるよう、生涯にわたる自己実現の場として、様々なスポーツ、文化芸術活動を含む生涯学習の活動機会の充実を図ることで、障害者の社会参加を促進します。また、スポーツ交流、文化芸術活動を通じた、地域間交流や国際交流を支援します。

① レクリエーション施設などのバリアフリーの促進

レクリエーション施設や文化施設、スポーツ施設、生涯学習センターなどのバリアフリーを促進するとともに、市立施設における文化芸術活動の公演・展示について、字幕や音声案内サービスの提供など、障害者のニーズに応じた工夫・配慮がなされるよう努めます。

② 障害者スポーツの推進

ア 障害者がスポーツに親しめる環境の整備

障害者スポーツセンター・福祉スポーツセンターにおいて、レクリエーションやリハビリテーションなど、体力維持、健康増進を目的とする障害者のスポーツ実施機会を提供します。

また、市内の各スポーツセンターにおいて、ニーズに応じたスポーツ実施機会を提供し、障害者の利用を促進します。

イ 障害者スポーツの普及振興

市障害者スポーツ大会などの各種大会を開催し、成果発表の機会を提供するとともに、国内外で開催される大規模な障害者スポーツの競技大会を契機とし、障害者スポーツの普及振興を図ります。

また、スポーツ団体、当事者団体及び民間事業者などと連携・協働し、障害者スポーツに関する取り組みを支援します。

ウ 障害者スポーツを支える人材の育成・確保

障害者スポーツセンターにおいて、障害者スポーツ指導員を養成し、障害者スポーツの振興を担う人材を育成します。

また、障害者スポーツへのボランティア活動を促進します。

③ 文化芸術活動の推進

障害者にも気軽にオーケストラの演奏など一流の文化芸術を楽しんでもらえる鑑賞機会の提供に努めます。

また、障害者団体と連携して障害者の作品などの発表の機会を提供することにより、障害者が様々な文化芸術活動に親しむことができるよう支援するとともに、国や県との連携によりその充実を図ります。

④ スポーツ交流、文化芸術活動を通じた地域間交流、国際交流の促進

スポーツ交流、文化芸術活動を通じた障害者の地域間交流、国際交流が促進されるよう必要な支援に努めます。

⑤ 共に学べる生涯学習の機会の拡充

障害者のニーズに応じて、生涯を通じて学習できる機会を拡充します。

ア 学習プログラムなどの内容充実

障害者が学習しやすいよう学習プログラムや資料の内容の充実を図ります。

イ 生涯学習を支えるボランティアの育成

障害者が共に学ぶことができるよう、障害の特性に対応した個別の支援ができるボランティアの育成を図ります。

(8) 意思決定支援の推進

自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障害者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行います。

① 意思決定支援の普及啓発

支援者への意思決定支援の普及啓発に努めるとともに、障害福祉サービス事業者をはじめとした関係機関に対しては、意思決定支援ガイドラインの普及などにより、必要な支援が適切に行われることを推進します。

② 成年後見制度の利用促進（再掲）

施設入所や在宅サービスの利用などにおいて、契約締結など法律行為が困難な

ばあい せいねんこうけんせいど えんかつ りよう こうけんとうかいし しんぱんせいきゅうなら
場合には、成年後見制度を円滑に利用できるよう、後見等開始の審判請求並びに
しんぱんせいきゅう よう ひようおよ こうけんしん ほうしゅう じょせい せいねんこうけんせいどりようしえん
審判請求に要した費用及び後見人などの報酬を助成する成年後見制度利用支援
じぎょう すいしん
事業を推進します。

あわせて、「しみんこうけんしん ひと つづ ようせい せいねんこうけん
一による支援・監督の下で、「市民後見人」の活動の定着化を図ります。
しえん かんどく もと しみんこうけんしん かつどう ていちゃくか ほか

また、ほうじんこうけん にな だんたい こうりゅうかい かいさい こうけんかつどう おこな しえんいんむ
法人後見を担う団体の交流会を開催したり、後見活動を行う支援員向け
けんしゅう じっし ほうじんこうけん かつどう しえん
の研修を実施するなど、法人後見の活動を支援します。

さらに、「せいねんこうけんせいど りよう そくしん かん ほうりつ しゅし ふ ほんしけいかく
策定するとともに、必要の方が適切に成年後見制度を利用できるよう、制度の周知や
さくてい ひつよう かた てきせつ せいねんこうけんせいど りよう せいど しゅうち
体制の整備を行います。
たいせい せいび おこな

5 保健・医療の推進

現状と課題

障害を早期に発見し、重症化しないようにするためには、健康診査の実施や気軽に相談でき、早期に療育を受けられる体制が必要です。本市では、各区の保健センターにおいて乳幼児健康診査などを行うとともに、市内に5か所ある地域療育センターにおいて発達相談に取り組んでいます。近年の発達障害の認知の高まりなどを受けて地域療育センターにおける初診待機期間が長期化しており、本市の早期療育の実施に影響を及ぼしていることが課題となっています。

また、医療的ケア児の増加に伴い、支援に関わる関係機関の連携強化が求められています。

20歳以上での障害の原因としては、交通事故などによるけがのほか、生活習慣病が起因となるものも多いため、本市では、生活習慣病の発症及び重症化の予防や健康寿命の延伸を図ることなどを目的として策定した「健康なごやプラン21（第2次）」により、市民の健康づくりを支援しています。

がんや脳卒中など5疾病の一つである精神疾患の患者数は、全国で約392万人（平成26（2014）年患者調査）であり、この数値から推計する本市の精神疾患の患者数は約71,000人と、3年間で20%以上増加しています。また、全国の発達障害の患者数も195,000人（平成26（2014）年患者調査）となり、平成23（2011）年度から83,000人増加しております。これらを背景に精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加も顕著であることから、精神保健・医療施策のさらなる充実が必要です。

本市においては、精神障害者の地域生活を支援し、自立と社会参加の促進を図る障害者基幹相談支援センターをはじめとする相談支援事業者などや、緊急に医療が必要となったときに相談・診察を受けられる精神科救急情報センターや精神科救急医療施設が整備されています。

一方、精神科に入院している約4,000人のうち、1年以上入院している方の割合は6割であり、また退院後の1年以内に再入院する方も6割となっています。こうした方々の地域への移行を促進し、合わせて地域の一員として、安心して誰もが自分らしく暮らせるよう、保健医療福祉の関係者が一体となって、精神障害にも対応した地域

包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、地域における精神保健福祉活動として、各区の保健センターが精神保健福祉相談や訪問指導、精神障害者家族教室などを開催しているほか、精神保健福祉センター（こらぼ）がその中核機関として、普及啓発、複雑・困難な事例への対応や技術援助などの業務と地域の課題である依存症対策を行っています。精神障害者の増加傾向は著しく、また、ひきこもり状態にある方や未治療や治療中断など医療・福祉サービスにつながっていない方へのアプローチ、患者本人や家族の高齢化や、アルコール健康障害、薬物、ギャンブルなど※9の依存症対策、複数の障害を有する方への支援など、地域精神保健福祉業務についても一層の機能強化が求められています。

難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図ることなどを目的に、平成27（2015）年に「難病法」が施行されました。

「難病法」に基づく医療費助成制度の対象となる指定難病※10は段階的に拡大され、平成30（2018）年4月時点で331疾病となっていますが、国においては更なる拡大に向けて検討が進められています。

難病は患者数が少なく、その多様性のために他者からの理解が得にくいほか、療養が長期に及ぶことなどから、患者にとって心理的にも経済的にも大きな負担となります。

難病の患者が長期にわたり療養生活を送りながらも社会参加への機会が確保され、尊厳を持って安心して暮らしを続けていくことができるよう、難病の特性に応じた総合的な支援が求められます。

医療との連携を基本としつつ福祉サービスの充実や難病の患者の支援体制の整備、ピアサポートに係る人材育成の支援に努めるとともに、レスパイトケアをはじめとするニーズに合った保健医療サービスや福祉サービスなどを円滑に利用できるよう、難病の患者を多方面から支えるネットワークの構築が必要です。

総合リハビリテーションセンターは、主に身体障害者や高次脳機能障害者などに対して相談から医療・訓練指導を経て社会復帰にいたるまでの一貫したリハビリテーションサービスを提供しています。今後も、本市におけるリハビリテーションや高次脳機能障害支援の中核施設として、専門性のさらなる向上や関係機関との連携・協働、地域の支援体制の強化などの取り組みが求められています。

また、行動上の障害や意思疎通の困難さ、障害の重複などにより適切な医療を受けられない状況が生じないよう、治療体制の整備が求められています。

※9 ゲーム症^{しょう しょうがい}〈障害〉

国際疾病分類^{こくさいしつぺいぶんるい}の第11回改訂版^{だい かいがいていばん}(ICD-11)において新たに追加され、平成31(2019)年5月の世界保健機関^{せいかいほけんきかん}(WHO)の総会^{そうかい}で採択^{さいたく}される予定^{よてい}。

※10 指定難病^{ししていなんびょう}

発病^{はつびょう}の機構^{きこう}が明らかでなく、かつ治療方法^{ちりょうほうほう}が確立^{かくりつ}していない、希少な疾病^{きしょう しつぺい}であって長期^{ちようき}の療養^{りょうよう}を必要とするもののうち、患者数^{かんじゃすう}が一定^{いってい}の人数^{にんずう}に達^{たっ}しておらず、客観^{きやくかん}的な診断基準^{しんだんきじゆん}(又はそれに準^{また}ずるもの)が確立^{かくりつ}している疾病^{しつぺい}として国^{くに}が指定^{ししてい}したもの。

施策^{しさく}の体系^{たいけい}

(1) 障害^{しょうがい}の発生予防^{はっせいよぼう}及び早期発見^{そうき はっけん}

① 乳幼児^{にゅうようじ}に対する障害^{しょうがい}の発生予防^{はっせいよぼう}及び早期発見^{そうき はっけん}

② 健康づくり^{けんこう}の推進^{すいしん}

(2) 精神保健^{せいしんほけん}・医療施策^{いりようしさく}の推進^{すいしん}

① 精神障害^{せいしんしょうがい}に対する正しい理解^{ただ りかい}の促進^{そくしん}とこころの健康づくり^{けんこう}の推進^{すいしん}

② 人権^{じんけん}に配慮^{はいりよ}した適正^{てきせい}な医療^{いりよう}の確保^{かくほ}

③ 精神障害^{せいしんしょうがい}にも対応^{たいおう}した地域包括ケアシステム^{ちいきほうかつ}の構築^{こうちく}に向けた取り組み^{む とく}

④ 依存症対策^{いぞんしょうたいさく}

(3) 総合的^{そうごうてき}な医療施策^{いりようしさく}・リハビリテーション^{じゅうじつ}の充実

① 医療施策^{いりようしさく}の充実^{じゅうじつ}

② リハビリテーション^{じゅうじつ}の充実

③ 難病相談事業^{なんびょうそうだんじぎょう}の実施^{じっし}

(4) 保健^{ほけん}・医療^{いりよう}・福祉^{ふくし}の連携強化^{れんけいきようか}

施策^{しさく}の基本的方向^{きほんてきほうこう}

(1) 障害^{しょうがい}の発生予防^{はっせいよぼう}及び早期発見^{そうき はっけん}

① 乳幼児^{にゅうようじ}に対する障害^{しょうがい}の発生予防^{はっせいよぼう}及び早期発見^{そうき はっけん}

しょうに しゅうさんきりょうたいせい じゅうじつ しょうがい はっせいよぼうおよ そくきはっけん
小児・周産期医療体制を充実することにより、障害の発生予防及び早期発見を
はか 図るとともに、乳幼児健康診査などによる しょうがい そくきはっけんたいせい じゅうじつ
障害の早期発見体制を充実します。

また、せいちようはったつだんかい おく き いくじ ふあん ふたん
成長発達段階における遅れの気づきや、育児にかかる不安や負担などを
けいげん こそだ せだいほうかつしえん そうだん おう ひつよう ばあい
軽減するため、子育て世代包括支援センターにおいて相談に応じ、必要な場合には、
りょういくきかん いりようきかん かんけいきかん
療育機関や医療機関など関係機関につなげます。

② 健康づくりの推進

けんこう とく せいかつしゅうかん かいぜん せいかつしゅうかんびよう はっしょうよぼうおよ じゅうしやうか
健康づくり、特に生活習慣の改善による生活習慣病の発症予防及び重症化
よぼう けんこうきやういく けんこうしんさ じっし しょうがい はっせいよぼうおよ そくきはっけん
予防などのため、健康教育・健康診査などを実施し、障害の発生予防及び早期発見
つと に努めます。

(2) 精神保健・医療施策の推進※11

① 精神障害に対する正しい理解の促進とこころの健康づくりの推進

せいしんしやうがい たい ただ りかい そくしん けんこう すいしん
精神疾患は、生涯を通じて4人に一人がかかると言われるように、だれ みちか
しつかん てきせつ ちりやう しょうじやう あんてい しょうしつ ち ゆ か の う にんしき
疾患であり、適切な治療により症状の安定や消失、治癒が可能であるという認識
ひろ を広めることは、ぞうか せいしんしつかん かんじゃ そうき てきせつ ちりやう むす
増加する精神疾患の患者が早期に適切な治療に結びつくために
じゅうよう どうじ せいしんしやうがい たい ただ りかい そくしん じゅうよう
重要であると同時に、精神障害に対する正しい理解を促進するためにも重要で
す。こうえんかい かいさい かんこうぶつ はっこう こうほう とお ひ つづ ふきゅうけいはつ つと
講演会の開催や刊行物の発行などの広報を通して、引き続き普及啓発に努め
るとともに、ちいき みちか ささ せいしん ほんふく し かつどう だんたい いくせい
地域において身近で支える精神保健福祉活動ボランティア団体の育成
すいしん を推進します。

また、びやう しょうきはっけん そうきじゆしん じさつたいさく かんてん じゅうよう
うつ病などの早期発見と早期受診は自殺対策の観点からも重要であり、
しみん ふきゅうけいはつ せいしんかいがい いりようきかんかんけいしや けんしゅう せいしんかいりようきかん
市民への普及啓発のほか、精神科以外の医療機関関係者への研修や精神科医療機関
ほか いりようきかん れんけい すいしん
と他の医療機関との連携を推進します。

② 人権に配慮した適正な医療の確保

じんけん はいりよ てきせい いりよう かくほ
人権に配慮した適正な医療を確保するため、引き続き、精神科病院に対する実地
しどう じっちしんさ げんせい おこな せいしんいりようしんさかい にゅういん ようひ にゅういん
指導、実地審査を厳正に行うとともに、精神医療審査会では入院の要否や入院
かんじゃ しょうごう てきひ しんさ てきせい おこな
患者の処遇の適否の審査を適正に行います。

③ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み

ちいきいこう ちいきていちゃく すいしん
ア 地域移行・地域定着の推進

受け入れ条件を整えれば退院可能な精神障害者（いわゆる社会的入院者）の地域移行、地域定着するための取り組みを促進します。また、ピアサポーターの協力により、地域移行の動機づけや地域生活に関する情報提供を行い、当事者ならではの支援を行います。

イ 保健・医療・福祉関係者などによるネットワークの構築

保健・医療・福祉関係者・当事者・家族会などによる顔の見える協議の場を通じて、関係者間の相互理解の促進や強化に取り組みや、精神障害者の地域生活を支援する方策を重層的に協議します。

ウ 地域で生活する精神障害者の病状の重篤化を防ぐ体制整備の検討

急激に精神症状が悪化した精神障害者に対する方策として、精神科救急情報センターと精神科救急施設からなる精神科救急医療システムを運営し、さらにその充実に向け関係機関と協議を進めます。また、入院までは必要ないが夜間や休日に緊急に受診を希望される患者への対応体制や、身体合併症への対応、訪問型地域ケアを提供する包括的地域支援プログラム（ACT※12）や、未治療者や医療中断者に対するアウトリーチによる支援体制の構築を検討し、充実を目指します。あわせて、精神障害者が地域で安心して暮らせるよう、精神障害者を身近で支えるボランティアを養成するための研修を継続的に実施するとともに、障害者基幹相談支援センターをはじめとする相談支援事業者、ボランティアグループなどによる日常的な関わりなど、関係機関と連携した支援体制の構築を推進します。

④ 依存症対策

ア 依存症相談拠点

依存症に関連した問題で困っている本人、家族が相談につながるよう、精神保健福祉センターに依存症相談窓口を開設し、相談機能を強化するとともに、アルコール、薬物、ギャンブルなど依存症の対策を推進します。

イ 依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関の選定

地域で適切な医療を受けられるよう、市内の依存症に関する治療を行っている精神科病院などを依存症の専門医療機関や治療拠点機関として選定し、依存症に関する正しい知識の普及や、市内の医療機関へ依存症に関する研修を実施します。

ウ 依存症問題に取り組む自助団体への支援

行政や医療機関以外のいわゆる自助団体の取り組みは重要であり、自助団体ならではの支援方法もあることから、幅広く支援するため、団体の補助事業を行います。

エ アルコール健康障害への対応

通所及び宿泊訓練による社会復帰のための事業所の整備を図ります。

※11 ここでいう施策の推進の対象となる精神障害者は、精神保健福祉法第5条に規定する、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。その他には発達障害やてんかん、身体的疾患が起因する症状性精神病などが含まれる。

※12 ACT (Assertive Community Treatment)

本来なら入院が必要となる重症者を対象に、原則的には利用者と治療などの契約を交わし、医師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士などの多職種による訪問形態のこと。

(3) 総合的な医療施策・リハビリテーションの充実

① 医療施策の充実

障害者が、身近な場所でライフステージに応じていつでも必要かつ適切な医療の提供が受けられるよう医療施策の充実を図ります。

ア 適切な医療の提供

障害者が気兼ねなく安心して医療が受けられるよう、意思疎通支援の充実やインフォームド・コンセント※13の徹底を図り、医療従事者の障害者に対する理解促進や、医療機関における受診環境の充実を進め、障害者に対する適切な医療を提供します。特に行動上の障害や意思疎通の困難さ、障害の重複などにより救急医療や専門的医療が受けられない状況が生まれることがないよう体制整備について、関係機関と連携して検討します。

イ 障害者医療費助成の実施（再掲）

現行の医療費助成制度を引き続き実施します。

ウ 歯科医療の充実

歯科医師会が開設している歯科保健医療センターにおいて、地域で診療が困難な障害児者を対象に口腔衛生相談・指導及び治療を行っており、安定的な運営のための支援を引き続き行うとともに、障害児者に対する歯科治療の機会の増大と、高度な治療への対応を進めます。

② リハビリテーションの充実

職場復帰や社会復帰、自立した地域生活に向け、適切なリハビリテーションの提供体制の充実を図るとともに、医療・心理・社会・教育・職業などの総合的なリハビリテーションの提供に努めます。

ア 医学的リハビリテーションの提供

医療機関において、発病直後の状態の早期安定化から日常生活動作の向上や地域生活への復帰に向けての集中的なリハビリテーションの提供に努めます。

イ 総合リハビリテーションセンターの運営

主に身体障害者や高次脳機能障害者などからの相談を受け、医療や訓練など様々な事業を展開することにより総合的で一貫性のあるリハビリテーションを実施します。

また、長年に渡りリハビリテーションの専門機関として培ってきた経験やノウハウを生かし、さらなる専門性の向上を図るとともに、知識・技術の普及啓発をはじめとした地域支援体制の整備やリハビリテーション情報の提供などリハビリテーションを実施する他の医療機関など関係機関との連携強化を図ります。

併せて、高次脳機能障害者に対しては、この分野における中核施設としての役割を発揮し、障害者基幹相談支援センターなどと協働し、地域支援体制の整備や関係機関との連携強化を図ります。

ウ リハビリテーション医療の提供体制の充実

リハビリテーション、小児リハビリテーションを提供できる専門医師を養成し、リハビリテーション医療の提供体制の充実を図ります。

③ 難病相談事業の実施

難病の患者や家族が抱える様々な療養生活上の相談に応じるため、各区の

保健センターにおいて難病訪問・相談支援事業を実施するほか、医療に関する相談、難病に関する知識の普及啓発、患者・家族同士の交流の促進などを図るため難病患者医療生活相談事業を実施します。

また、愛知県医師会の難病相談室が実施する専門医による医療相談や、ソーシャルワーカーによる療養相談・生活相談などの難病相談事業を支援するとともに、相談機関をはじめとする難病の患者の支援に関わる関係機関などのネットワークの構築を進めます。

幼少期から慢性疾病に罹患しているため、長期にわたり療養が必要な児童などと家族に対しては、各区の保健センターにおいて疾病の治療と療養生活の相談、子どもの成長・発達に応じた支援などの相談支援事業を実施します。また、慢性疾病児童などに対して、医療、福祉、教育、雇用支援に関連する支援を行っている関係機関や地域の患者会などの意見を取り入れながら、社会生活への自立促進を図る取り組みを行います。

※13 インフォームド・コンセント

医療行為や治験などの対象者が、治療や臨床試験・治験の内容についてよく説明を受け十分理解した上で、対象者が自らの自由意思に基づいて医療従事者と方針において合意すること。

(4) 保健・医療・福祉の連携強化

「障害者総合支援法」の施行により新たに障害者の範囲に加えられた難病の患者などを含め、保健・医療・福祉の各方面のサポートを要する方が安心して生活を送ることができるよう、関係機関の連携強化を図り、切れ目のないサービスが提供できるよう努めます。

また、地域療育センターにおける医師の確保策について検討するほか、医療的ケア児が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児の支援を総合調整するコーディネーターや支援に従事する人材の養成に努めます。

6 雇用・就業の支援

現状と課題

雇用や就業への支援は、地域で自立した生活を営むための経済的な基盤としての所得の確保や、働くことによる生きがいにつながるなど、障害者にとって非常に重要な施策と考えています。

障害の特性や状態などに応じた雇用・就業に対する支援が求められている中、障害者の就労希望は高いものの、就職状況については厳しいものとなっており、さらに、名古屋市を含む愛知県内の民間企業の実雇用率は1.89%（平成29（2017）年6月1日現在。法定雇用率は2.0%。）と、依然として法定雇用率を達成していない状況です。

また、平成30（2018）年4月から法定雇用率が2.2%に引き上げ（平成33（2021）年4月までには、さらに0.1%引き上げ）られたことにより、障害者の就業促進がより一層必要となってきました。

就職後についても、厳しい雇用環境により離職を余儀なくされる障害者や職場環境への適応が困難な障害者に対し、再就職に向けた支援や雇用を継続するための支援も必要です。

国において、障害者の雇用対策についても積極的な取り組みが進められてきている中、本市においては、障害者の就労支援に関するネットワークの構築や企業を対象としたセミナーや企業見学会の開催による障害者雇用の啓発など、一般就労への移行が一層促進されるよう施策を推進しています。また、平成30（2018）年度より就労定着支援事業が障害福祉サービスとして法定化され、就労後の職場定着の取り組みがますます必要となっています。

さらに、安定して就労し続けるために就労と日常生活の両面についての相談・支援体制に対する障害者のニーズが高まる中、それに応えるため、障害者就労などの相談支援機関として市内4か所の拠点を設け、就労及びこれに伴う日常生活上の相談・支援を一体的に行っています。

身体障害者、知的障害者、精神障害者だけでなく、発達障害者や高次脳機能障害者、難病の患者への就労支援についても、障害や症状の特性を踏まえたきめ細かい支援が必要です。また、中途障害者についても、それぞれの状況に合わせた支援

ひつよう
が必要となります。

さらには、「障害者雇用促進法」や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、職場における差別の禁止や虐待の防止、合理的配慮の提供の確保にも取り組んでいく必要があります。障害者雇用を進めている企業に対しては、「障害者雇用促進企業」として認定し優遇措置を設けるとともに、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」といいます。）」の趣旨も踏まえつつ、市内の障害者就労施設などの製品登録制度を実施するとともに、障害者のより一層の雇用促進につながる施策を引き続き実施する必要があります。

福祉的就労においては、平成29（2017）年度に就労継続支援A型事業所が資金繰りの悪化により事業廃止を余儀なくされ、障害者が突然に働く場を失うことになってしまったという事案が発生しました。今後このようなことがないよう、また、福祉的就労の場において、利用者の工賃を向上し質の高い働き方が実現できるよう指導や支援が必要となります。また、一般就労と並んで、福祉的就労として障害福祉サービスにおける訓練等事業や障害者就労施設などの充実をより一層図る必要があります。

施策の体系

(1) 就労の推進

- ① 関係機関との連携強化
- ② 本市の障害者雇用の推進
- ③ 障害者の雇用・就労機会の拡充と賃金・工賃水準の引き上げ
- ④ 福祉的就労の場などの充実
- ⑤ 多様な就労形態への支援
- ⑥ 就業の確保、就労定着支援、生活支援を含めた就労の安定を図るための総合的な相談支援体制の推進
- ⑦ 特別支援学校高等部における就労支援

(1) 就労の推進

① 関係機関との連携強化

福祉施策と労働施策の一体的展開の観点から、国や県の雇用促進事業との連携をより一層図り、雇用を促進するための啓発活動などを進めます。

ア 本市における推進体制の強化

国や県をはじめ、本市の関係機関などへの働きかけをさらに推進していくため、障害者就労支援推進会議の実施など、本市における障害者の就労支援体系をより充実させ、雇用促進策の推進体制の強化を図ります。

イ 経済団体や事業主、就労支援機関などとの連携強化

経済団体や事業主、就労支援機関などとの連携をさらに強化することにより、障害者雇用の拡大を図ります。

ウ 啓発活動の推進

国や県と連携し、障害者雇用についての啓発活動などをさらに推進することにより、市民や企業の理解をより一層深めます。

② 本市の障害者雇用の推進

本市における障害者雇用に対する理解を一層深めるとともに、民間企業の先頭に立ち模範を示して障害者雇用の推進を図ります。

ア 計画的な職員採用

本市における障害者雇用の現状や課題などを説明することにより、職員の障害者雇用に対する理解を一層深めます。また、障害者を採用するための準備や職場定着支援を行い、引き続き、計画的な職員採用の拡大に努めます。

イ 重度障害者の採用

重度障害者の採用についても、引き続き率先して行い、重度障害者の採用の拡大に努めます。

③ 障害者の雇用・就労機会の拡充と賃金・工賃水準の引き上げ

障害者の雇用・就労機会を拡充し、また、賃金や福祉的就労における工賃水準の引き上げにつながるよう、「障害者優先調達推進法」の趣旨を踏まえつつ、

引き続き、市内における障害者雇用を推進している企業への支援や障害者就労施設などの製品の販売支援の一層の促進を図ります。

ア 障害者雇用促進企業の優先発注などの推進

本市における物品購入や役務の発注に際しては、法定雇用率を超えて積極的に障害者を雇用している企業（障害者雇用促進企業）などへの優先発注や優先指名などを、引き続き推進します。

イ 障害者就労施設などの製品の販売支援などの促進

障害者の経済的自立につなげるため、市内の障害者就労施設などの製品の優先発注を引き続き実施するとともに、販路拡大や販売促進に係る施策を検討します。

④ 福祉的就労の場などの充実

一般就労と並んで、自立した生活に必要な経済的基盤の確保を目指すことや働くことによる生きがいにつながる、福祉的就労の場などの充実を図ります。

ア 働く場の充実（再掲）

一般企業などでの就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う就労継続支援事業の充実を図ります。併せて誰もが安心して働くことのできる場となるよう、質の向上に努めます。

イ 一般就労に向けた訓練の場の充実（再掲）

一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業の充実を図ります。併せて質の向上に努めます。

⑤ 多様な就労形態への支援

障害の特性や状態に即した多様な就労形態が求められていることに對し、障害者や企業への支援を行います。また、生活困窮者支援を始めとした他の就労施策との連携を図るとともに、多様な新しい働き方の場の提供について、国の動向を注視しながら、推進するべき施策の方向性などを検討します。

ア 求められる多様な就労形態に対応した企業開拓などの推進

障害の特性や状態に即した多様な委託訓練や見学・実習の受け入れに向け

た企業開拓を行うとともに、企業に対して障害者雇用を促進するための支援をします。また、障害者雇用が可能な企業についての情報提供を、就労移行支援事業所などに対して行います。

イ 就労定着の推進

平成30(2018)年度から開始された障害福祉サービスである就労定着支援への参入について事業者には働きかけることにより、利用を促進し、職場定着率の向上を図っていきます。また、特別支援学校卒業生など就労定着支援事業を利用できない方に対しては、市内4か所に設置されている障害者就労などの相談支援機関において、職場定着の支援をします。

⑥ 就業の確保、就労定着支援、生活支援を含めた就労の安定を図るための総合的な相談支援体制の推進

就職を希望する特別支援学校卒業生や就労移行支援事業所の利用者などの就業を促進するため、相談機能のより一層の充実を図ります。

ア 障害者就労などの支援機関による支援

市内4か所に設置されている障害者就労などの相談支援機関を中心に、様々な相談に応じ、就労やこれに伴う日常生活上の相談・支援の希望について、一体的な対応を推進します。

イ 障害者の能力や適性に応じた職業リハビリテーションの実施

総合リハビリテーションセンターにおいて、身体障害者や高次脳機能障害者などに対して、高い専門性を有した総合的で一貫性のあるリハビリテーションを実施し、障害者の能力や適性に応じた職業能力を開発し、就業の促進を図ります。

⑦ 特別支援学校高等部における就労支援

特別支援学校高等部における就労支援の充実を図ります。

ア 特別支援学校高等部における就労支援

知的障害者を対象としている市立特別支援学校において、関係機関との情報共有を密にした職業教育の充実を図るとともに、守山養護学校産業科への就労支援コーディネーターや職業指導講師の派遣など、特別支援学校高等部の就労支援の充実を図ります。

イ 企業などへの就労支援のための教育・福祉・企業などの連携

企業などへの就労支援のため、教育・福祉・企業などの有識者で構成する職業自立推進運営委員会を設置し、就労支援策の検討及び関係機関のネットワークの強化を図ります。

ウ 高等特別支援学校の整備

特別支援学校高等部の入学者数が増加し、企業などへの就労をめざす職業教育へのニーズが高まっているため、高等特別支援学校を整備します。

7 教育・育成の充実

げんじょう かだい 現状と課題

本市では、障害の早期発見、早期療育を目的として障害児や発達に遅れのある子どもとその保護者に対し、相談、発達支援、医療及びリハビリテーションを総合的に行う地域療育センターを地域の中核療育施設として位置づけています。平成26

(2014)年に東部地域療育センターが開設され市内5か所体制となったところですが、近年の発達障害の認知の高まりなどを受けて地域療育センターが実施している発達相談の希望者や児童発達支援センターの利用申込者の増加が課題となっています。

また、児童福祉法に基づく児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数は年々増加しており、身近な地域で支援を受けることができるようになってきた一方、支援の質の向上をはかっていく必要があります。

さらに、平成30(2018)年4月には「児童福祉法」が改正され、居宅訪問型児童発達支援の創設や保育所等訪問支援の対象が拡充され、ニーズに応じた支援体制の検討が必要となっています。

このほか、親子遊びなどを通じた早期療育の場である「障害児いこいの家事業」は、発達に遅れや不安のある子どもが気軽に療育を受けられる場として、また、その保護者同士の交流の場として活用されていますが、本市ではより身近な地域で支援を受けることができるよう拡充に努めており、平成30(2018)年4月現在、11か所で実施しています。

なお、これらの障害児支援を進めるに当たっては、当該障害児を育てる家族の支援も重要であり、子どもの健やかな成長に良い影響を与えるものと期待されることから、保護者支援もあわせて充実させていく必要があります。

本市内の義務教育段階の障害児童生徒は、平成30(2018)年5月現在、特別支援学校に763人、市立の小・中学校の特別支援学級に2,397人、通級指導教室に814人が教育を受けています。

本市は知的障害児のための特別支援学校を4校と分校1校設置しているほか、障害の種類や程度に応じた特別支援学級や通級指導教室の整備に努めており、特別支援学級は、10年前の平成20(2008)年度の398学級から平成30(2018)年度には722学級、通級指導教室は21教室から60教室と拡充してきました。

また、通常の学級では、国の調査によると6.5%の特別な教育的支援が必要な発達障害の可能性のある児童生徒を含め、支援を必要とする児童生徒が在籍していることから、必要な教育的支援の提供に努めることが重要です。今後とも、インクルーシブ教育システムの考え方のもと、多様な学びの場を選択できるように、一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに応じた教育を推進していく必要があります。

一方、特別支援学校の狭隘化が課題になっており、引き続き狭隘化の解消に向けて取り組んでいく必要があります。また、市立高等特別支援学校の設置が求められています。

卒業生の進路状況では、市立中学校の特別支援学級卒業生と市立特別支援学校の中等学部卒業生のほとんどが高等部に進学しています。そして、市立特別支援学校高等部を卒業した後は、多くの卒業生が就労移行支援事業所などに進んでいます。今後、就職などを希望する者が増加すると思われることから、特別支援学校高等部での就労後の定着支援を含めた職業教育の充実、一般企業の理解や雇用促進とともに、労働、福祉の関係機関が連携し、障害者本人のニーズにあった進路を確保していく必要があります。また、市立中学校の通常の学級に在籍する教育的支援を必要とする卒業生が高等学校へ進学することから、高等学校において、教育的ニーズに応じた教育を推進していくとともに学校卒業後の多様な進路が確保できるよう関係機関と連携した進路指導の充実を図る必要があります。

施策の体系

- (1) 相談・支援体制の拡充
- (2) 療育体制の充実
 - ① 早期療育体制の整備
 - ② 多様化する療育ニーズへの対応
 - ③ サービスの質の向上
- (3) 学校教育の充実
 - ① 教育的ニーズに応じた教育の推進
 - ② 特別支援学校の狭隘化の解消
 - ③ 特別支援学校高等部における職業教育の充実と高等特別支援学校の整備

- ④ 適切な指導の推進
 ⑤ 学校におけるバリアフリー整備の推進
 ⑥ 学校卒業後の多様な進路の確保
 ⑦ 幼児期・学齢期における共に育つ場・機会の拡充

施策の基本的方向

(1) 相談・支援体制の拡充

学齢前、学齢期、卒業後など生涯のあらゆる段階を通じて一貫した相談支援体制の充実と連携の強化を図ります。

ア 各相談支援機関の連携強化

地域療育センター、障害者基幹相談支援センター、ハートフレンドなごやなどの各相談支援機関の連携を図り、障害児者一人ひとりへの切れ目のない相談支援ができるよう連携強化を図ります。

イ 障害児相談支援事業の推進

児童発達支援及び放課後等デイサービス利用者の約7割が障害児相談支援を利用すると見込み、ニーズに応じた体制整備に努めるとともに、障害児通所支援事業所などと連携をとりながら児童個々の状況に応じてきめ細かく支援する相談事業を推進します。

ウ 療育・教育の連携

幼稚園、保育所などや家庭における子どもの様子や支援の方法を、切れ目なく小学校に引き継ぐ「なごやっ子サポートリレーシート」を引き続き実施し、療育・教育の連携を図ります。

エ 発達障害児者に対する支援の充実

自閉症を始め発達障害を有する障害児者に対する支援を総合的に行う発達障害者支援センター（りんくす名古屋）において、相談支援の充実、各ライフステージにあわせた関係機関との連携を強化するほか保護者の発達障害に対する理解を促し、子育てを支援するペアレントプログラム※14の普及促進を図ります。

オ 子どもの発達が気になる段階からの支援

発達の遅れなどが気になる段階から相談できたり、保護者同士の交流の場であ

る「障害児いこいの家事業」について、市内にバランス良く配置していくほか、ペアレントメンター※15による相談の実施など支援の充実を図ります。

また、発達に遅れや不安のある子どもの保護者に対しては、早い段階からの支援が重要であることから、地域の子育て支援施策との連携を図ります。

カ 学校と公共職業安定所などとの連携強化

特別支援学校を含む学校の卒業生の多様な進路の確保を図るため、公共職業安定所や市内4か所に設置されている障害者就労などの相談支援機関などと学校の連携強化を進めます。また、福祉事業所でのサービス利用を進路として選択する生徒に対して、教育と福祉との連携強化を進めます。

※14 ペアレントプログラム

保護者が子どもの特性を知ってかかわり方を工夫することで、子どもの発達に効果をもたらすことを目的としたグループ・プログラム。発達障害児に限らず、育てにくさを感じる子どもの保護者にも有効とされています。

※15 ペアレントメンター

発達障害児者の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などの相談・助言を行う者。

(2) 療育体制の充実

① 早期療育体制の整備

より身近な地域で障害の早期発見、早期療育が可能となるよう早期療育体制の充実を図り、障害児や家族に対する支援を推進します。

ア 地域療育センターの充実

早期発見から早期療育まで一貫したサービスを受けられる地域療育センターを地域の中核的療育支援施設として、その充実を図ります。

イ 児童発達支援事業の充実

未就学児が地域の身近なところで集団生活への適応訓練などを受けられる場として、児童発達支援事業を推進するとともに、事業者に対する指導を徹底するなど、サービスの質の確保に努めます。

ウ 地域における療育体制の整備

障害児の育成については、身近な地域において療育や指導を受けることができるよう障害児等療育支援事業を引き続き実施します。

② 多様化する療育ニーズへの対応

学齢期における療育支援や個々の児童の状況に応じたきめ細かいサービスの提供を推進します。

ア 放課後等デイサービス事業の充実

小学生・中学生・高校生が授業の終了後又は休業日に地域の身近なところで生活能力の向上のために必要な訓練などを受けられる場として、放課後等デイサービス事業を推進するとともに、一人ひとりの成長発達において必要な支援を受けられるよう、サービスの質の確保に努めます。

イ 保育所等訪問支援の実施

幼稚園や保育所などでの障害児の受け入れに関する検討を行い、希望する全ての子どもが利用できるよう体制を整えます。

ウ 居宅訪問型児童発達支援のニーズ把握

障害児通所支援を利用するために外出することが困難な重度の障害児などに支援を行う居宅訪問型児童発達支援についてニーズの把握に努めます。

③ サービスの質の向上

障害児の保護者が事業者やサービス内容を適切に選ぶことができるよう、「名古屋市子ども発達支援ウェブサイト」などを活用し、わかりやすい情報提供に引き続き努めます。また、障害児が個々の特性に応じた良質なサービス提供を受けられるよう、障害特性や制度の理解を深める研修などの実施、法令などの規定に基づいた事業者指定と事業者への指導・監査、事業者に対する苦情解決及び第三者評価の実施の促進などによりサービスの質の向上を図ります。

(3) 学校教育の充実

① 教育的ニーズに応じた教育の推進

教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行うとともに、障害の有無にかかわらず互いの個性を尊重し合いながら学んでいくことができるよう、インクルーシ

きょういく システムの かんが かんが と い しょうがい しょうたい とくせい おう
ブ教育システムの考え方を取り入れるとともに、障害の状態や特性に応じた
たよう まな ば せんたく せいび つと
多様な学びの場が選択できるよう整備に努めます。

ア 就学時、進学時における適切な就学先決定の実施

しょうがい じどうせいと しょうがくさきけつてい あ ほんにん ほんしや たい じゅうぶん
障害のある児童生徒の就学先決定に当たっては、本人・保護者に対する十分
じょうほうていきょう ほんにん ほんしや いけん さいだいげん さんちよう ほんにん ほんしや
な情報提供のもと、本人・保護者の意見を最大限に尊重しつつ、本人・保護者
きょういくいいんかい がっこう きょういくてき ひつよう しえん ごういけいせい おこな
と教育委員会、学校などが、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行
うことを原則とするとともに、発達^{げんそく}の程度や適応^{はたつ ていど}の状況^{できよう}などに応じて、柔軟^{じゅうなん}に
「学びの場」を変更^{まな ば へんこう}できることについて、引き続き関係者^{ひきつづ かんけいしや}への周知^{しゅうち}を行います。

イ 障害のある児童生徒に対する適切な教育的支援の実施

じどうせいとひとり きょういくてき はあく も ちから たか
児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高めるため、
しょうがい じょうきよう きょういく ば おう じどうほうほう がくしゅうけいたい くふうかいぜん きき
障害の状況や教育の場に応じた指導方法や学習形態の工夫改善、ICT機器の
かつよう つと しょうがい じどうせいとひとり きょういくてき おう
活用^{きよう}に努めるなど、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて
てきせつ きょういくてきしえん おこな
適切な教育的支援を行います。

② 特別支援学校の狭隘化の解消

とくべつしえんがっこう きょうあいか かいしやう
特別支援学校の児童生徒数の増加に伴って、特別支援学校全体が狭くゆとりが少
なく、な^{じょうきよう}ってきている状況^{かいしやう}を解消するため、守山養護学校産業科棟の増築^{もりやまようごがっこうさんぎやうかどう ぞうちく へいせい}（平成
32（2020）年度竣工予定）を行うとともに、天白養護学校の増築の検討を進
め^{ねんどしゅんこうよてい おこな てんぱくようごがっこう ぞうちく けんとう すす}めます。併せて、県に対して、設置義務のある特別支援学校の新設を要望します。
また、企業などへの一般就労^{あわ けん たい せっちぎむ とくべつしえんがっこう しんせつ ようぼう}を目指すため、高度な職業教育^{きぎやう いっぱんしゅうろう めざ こうど しよくぎやうきやういく おこな しりつこうとう}を行う市立高等
特別支援学校の新設を進めます。

③ 特別支援学校高等部における職業教育の充実と高等特別支援学校の整備

とくべつしえんがっこうこうとうぶ しよくぎやうきやういく じゅうじつ こうとうとくべつしえんがっこう せいび
特別支援学校高等部において、企業などへの一般就労^{とくべつしえんがっこうこうとうぶ きぎやう いっぱんしゅうろう めざ しゅうろうご ていちゃく}を目指し、就労後の定着
しえん しよくぎやうきやういく じゅうじつ はか しゅうろうしえん しよくぎやう
支援などの職業教育の充実を図るため、就労支援コーディネーターや職業
しどうこうし はいち すす しない とくべつしえんがっこう しよくぎやうきやういく すいしん
指導講師などの配置を進めます。また、市内の特別支援学校の職業教育を推進す
る役割を担う、企業などへの一般就労^{やくわり にな きぎやう いっぱんしゅうろう めざ こうど しよくぎやうきやういく おこな しりつ}を目指す高度な職業教育を行う市立
こうとうとくべつしえんがっこう しんせつ すす
高等特別支援学校の新設を進めます。

④ 適切な指導の推進

とくべつしえんきやういく すいしん うえ かんけいきかん れんけいきやうか ひつよう たいさく
特別支援教育を推進する上で、関係機関との連携強化など必要な対策をとるよ

う努めるとともに、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校の全てにおいて教職員への研修の充実を図ります。

ア 適切な指導のための関係機関との連携強化

障害のある児童生徒一人ひとりへの適切な指導を進めるため、就学前から学校卒業後までの教育に関する相談機関である教育センターはじめ教育機関と、福祉、医療、労働など関係機関との連携強化を図ります。また、県立高等学校にかかわる適切な指導を進めるため、愛知県教育委員会と連携を図ります。

イ 個別の教育支援計画の策定と活用の推進

障害児が就学前から卒業後まで切れ目のない支援を受けることができるように、保護者の参画のもと、医療、保健、福祉、労働などの関係機関と連携し、個別の教育支援計画の策定を進めるとともに、学校間などでの引き継ぎなどでの活用を推進します。また、名古屋市立高等学校においても、必要な生徒に個別の指導計画や教育支援計画の策定と活用を推進します。

ウ 障害に対する理解や交流及び共同学習の推進

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が互いに理解し、人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指し、ともに学ぶことができる交流及び共同学習を推進します。

エ 全ての教職員に対する障害理解と特別支援教育の推進

障害者権利条約など法制度を含む最新の知見を踏まえながら、全ての教職員が障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める研修を推進します。

⑤ 学校におけるバリアフリーの充実

学校における多目的トイレやスロープの設置、人的配置など、災害時における活用も見据え、バリアフリーの充実を図ります。

ア 補助用具の活用及び多目的トイレやスロープの整備

補助用具の活用を進めていきます。また、リニューアル改修に併せて、市立小・中・高等学校に多目的トイレやスロープの整備を進めるとともに、エレベーターの設置について検討します。

イ 介助者などの配置

学校生活介助アシスタントや発達障害対応支援員や発達障害対応支援講師

はいち けいかくてき すす の配置など計画的に進めます。また、いりようてき ひつよう ようじじどうせいと かんごし 医療的ケアが必要な幼児児童生徒に看護師などの配置を行います。

⑥ 学校卒業後の多様な進路の確保

そつぎようご せいかつ しゅうろう たよう しんろ かくほ 卒業後の生活として、就労をはじめとする多様な進路が確保されるよう、特別
しえんがっこう こうとうがっこう しゅうろうしどう しんろしどう じゅうじつ つと 支援学校や高等学校などでの就労指導・進路指導の充実に努めます。

⑦ 幼児期・学齢期における共に育つ場・機会の拡充

ようじき がくれいき とも そだ ば きかい かくじゅう 幼児期・学齢期において、共に育つ場の機会を拡充するため、ようちえん ほいくじょ
しょうがいじ う い すいしん における障害児の受け入れなどを推進します。

ア 幼稚園・保育所における障害児の受け入れの推進

きょういくいいんかい こ せいしょうねんきょく かんけいきかん れんけい ようちえん ほいくじょ
教育委員会と子ども青少年局などの関係機関が連携し、幼稚園・保育所にお
しょうがいじ う い すいしん ける障害児の受け入れを推進します。

イ 放課後事業での障害児の受け入れ促進

しょうがいじ ちいき とも ゆた ほうかご す 障害児が地域で共に豊かな放課後などを過ごすことができるよう、留守家庭児童
けんぜんいくせいじぎょう およ 健全育成事業、トワイライトスクール及びトワイライトルームでの障害児の受け
い そくしん 入れを促進します。

ウ 共に学び、遊べる交流機会の創出

がくれいき しょうがいじ ちゅうしん とも まな あそ こうりゅうきかい そうしゅつ はか
学齢期の障害児を中心に、共に学び、遊べる交流機会の創出を図ります。

8 防災・防犯などの推進

現状と課題

平成23(2011)年3月の東日本大震災においては、非常に多くの命が失われ、その中でも、65歳以上の高齢者の死亡率の割合が約6割、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍との調査結果もあります。さらに、平成28(2016)年4月の熊本地震においては、指定避難所などでの生活環境が確保されず、要配慮者※16への支援が十分に行われなかったと報告されています。本市では、南海トラフ地震が発生した場合の地震動、津波により大きな被害を想定しており、対策が必要とされています。

一方で、全国各地で台風や集中豪雨による洪水などによる水害が発生しています。こうした状況の中、本市においては、「名古屋市防災条例」により、「自助」「共助」「公助」の基本的な理念を定めるとともに、地域防災計画にて災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定め、計画的かつ効率的な防災行政の推進を図ってまいりました。今後も、安否確認、避難支援などの仕組みや緊急時における情報伝達の方法、発災時における障害者等要配慮者の安全確保、災害後の支援策などについて、有効な方策を検討していくほか、施設などにおいては、災害時に地域との協力体制が築けるよう日頃から地域との結びつきを図っていく必要があります。

また、障害者支援施設などを利用する障害者が安心して生活できるよう、防犯に係る安全確保のための環境整備や職員の対応に関する点検などの取り組みを促進するとともに、関係機関や地域住民などと連携し安全確保体制を構築し、地域と一体となった開かれた施設になることを推進する必要があります。

さらに、障害者が地域において安心して生活ができるよう、防犯に関する取り組みや消費者トラブルの防止をより一層充実させる必要があります。

※16 要配慮者

「災害対策基本法」第8条において、「高齢者、障害者、乳幼児者その他の特に配慮を要する者」を「要配慮者」と定義されています。

施策の体系

- (1) 防災対策の推進
 - ① 災害時の避難・救助体制などの充実
 - ② 災害時の情報伝達手段についての検討
- (2) 防犯対策の推進
 - ① 障害者支援施設などにおける安全体制の構築
 - ② 防犯教室などによる啓発活動の実施
- (3) 消費者トラブルの防止
 - ① 消費者教育の推進
 - ② 消費者被害を防止する仕組みづくり

施策の基本的方向

- (1) 防災対策の推進
 - ① 災害時の避難・救助体制などの充実
- 発生が危惧されている南海トラフ地震など大規模災害に備え、障害者等要配慮者を支援するとともに、緊急時に円滑に救助できるよう取り組みを進めます。

ア 助け合いの仕組みづくりの推進

「助け合いの仕組みづくり」を周知・啓発する中で、要配慮者本人に対しても自ら声をあげていくことの大切さを啓発するとともに、避難行動要支援者名簿の提供などを通じて「助け合いの仕組みづくり」の推進を図るなど、地域における要配慮者の安否確認や避難支援などの取り組みの推進を支援します。

イ 避難支援訓練の実施

障害者の地域生活を支援していく各区の自立支援連絡協議会と行政の一層の連携を図り、避難誘導、指定避難所での支援などに関する訓練などを関係機関や障害者などの要配慮者本人の参加を得ながら実施し、要配慮者自身の災害対応力の向上を図るとともに、障害特性に応じた支援と合理的配慮を得ることができるよう努めます。

ウ 災害時の医療体制の整備の検討

大規模災害の発災時における障害者などに対する医療体制の在り方について、DMAT※17など国や県からの支援を含めて検討します

※17 DMAT (Disaster Medical Assistance Team)

大地震などの災害時に被災者の生命を守るため、被災地に迅速に駆けつけ、救急医療を行う専門的な研修・訓練を受けたチーム。医師、看護師、業務調整員を含めた数名で構成されます。

エ 福祉避難所などの拡充

通常の避難所生活に困難をきたす要配慮者などを対象に開設する福祉避難所について、福祉施設などへの働きかけを行い、さらなる福祉避難所の指定か所数の拡大を図るとともに、小学校などの避難所における要配慮者に配慮された空間である福祉避難スペースの確保を進めます。また、福祉避難所をはじめ避難生活の支援に係るマンパワーの確保などを図ります。

オ 福祉仮設住宅の供給

災害時における応急仮設住宅の建設にあたっては、関係部局などの間で調整を進め、障害者などに配慮した福祉仮設住宅の供給に努めます。

カ 災害時のこころのケア体制

本市域で大規模災害が発生した際は、DPAT※18の派遣要請などを行い、こころのケア活動を実施します。また、他地域で災害が発生した際は、愛知県と連携を図った上で、愛知DPATの一員として活動します。

※18 DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team)

自然災害や事故などの集団災害の後に、被災地に入り精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門的なチームであり、精神科医、看護師、業務調整員を含めた数名で構成されます。

キ 避難確保計画の作成等促進

水害・土砂災害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び

くんれん じっし そくしん
訓練の実施を促進します。

ク グループホームの sprinkler 設備の整備補助

ぼうさい かんてん こんごにゆうきょしや じゅうどか ともな
防災の観点から、今後入居者の重度化に伴って sprinkler 設備の設置義務
が生じる可能性の高い既存のグループホームに対して整備補助を行うことによ
り、あんぜん じゅうかんきょう かくほ つな
安全な住環境の確保に繋がっていきます。

ケ 聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者の緊急通報対応

かさい きゅうきゅうじあん はっせい じ ちょうかくしょうがいしや おんせいまた げんごきのうしょうがいしや
火災や救急事案の発生時に、聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者か
らの緊急通報をファックス又は電子メールで受け付けることにより、きんきゅうつうほう
への円滑な対応を図ります。また、スマートフォンなどを活用したおんせいによらな
い緊急通報システムを整備します。

さらに、きゅうきゅうはんそうじ いらい おう ようび じかんたい と しゅわつうやくしや ようやく
救急搬送時に依頼に応じて曜日・時間帯を問わず、手話通訳者や要約
ひっきしや いりようきかん はけん
筆記者を医療機関へ派遣します。

② 災害時の情報伝達手段についての検討

さいがい じ じょうほうでんたつしゅだん けんとう
災害時においてテレビ、ラジオ、電子メール、SNS、防災スピーカー、広報車な
ど様々な障害特性に応じた多様な手段による情報伝達を実施するとともに、
じんそくせい たようせい かんてん けいぞくてき じょうほうでんたつしゅだん けんとう
迅速性・多様性の観点から継続的に情報伝達手段について検討します。

(2) 防犯対策の推進

① 障害者支援施設などにおける安全体制の構築

ちいき ひら しゃかいふくししせつ ぼうはん あんぜんかくほ かん
「地域に開かれた社会福祉施設などの防犯・安全確保に関するハンドブック」な
ど、ぼうはん かん じょうほう ていきょう しょうがいしやしえんしせつ あんぜん
防犯に関する情報を提供することにより、障害者支援施設などにおける安全
体制の構築に向けた普及啓発を実施するとともに、ふしんしや きんきゅうじょうほう
不審者などの緊急情報を、
かんけいきかん きょうゆう れんらく つうほうたいせい せいび しゅうへんかんきょう りようしや じょうたい
関係機関が共有する連絡・通報体制の整備や、周辺環境や利用者の状態などに
おう しせつ せつびめん あんぜんたいさく しょうがいしやしえんしせつ あんぜんたいせい
応じた施設の設備面における安全対策など、障害者支援施設などにおける安全体制
の構築を推進します。

② 防犯教室などによる啓発活動の実施

ちいき あんぜんしどういん おこな ぼうはんしみんこうざ つう がいとうはんざい はんざいひがい
地域安全指導員の行う防犯市民講座などを通じ、街頭犯罪などの犯罪被害にあわ
ないよう、ふきゅうけいはつかつどう じっし
普及啓発活動を実施します。

(3) 消費者トラブルの防止

① 消費者教育の推進

高齢者や障害者を含めた全ての消費者が自立し、自主的かつ合理的に行動できるよう消費者教育を推進し、消費者トラブルの防止に努めます。

② 消費者被害を防止する仕組みづくり

高齢者や障害者を地域で見守り、消費者被害を防止する仕組み（消費者安全確保地域協議会）づくりを進めます。

だい しょう
第4章

けいかく すいしん しんこうかんり
計画の推進と進行管理

だい けいかく すいしんたいせい
第1 計画の推進体制

だい しんちよくじょうきょう かんり およ ひょう か
第2 進捗状況の管理及び評価

だい けいかく だんりよくてきうんよう
第3 計画の弾力的運用

だい 第1 けいかく すいしんたいせい
計画の推進体制

なごやし しやうがいしやしきく いったいてき すいしん そうごうてき き かくりつあんおよ おうだんてき
名古屋市の障害者施策を一体的に推進し、総合的な企画立案及び横断的
な調整を確保するため、行政内部における各局相互間の緊密な連携・
きやうりよく はか
協力を図ります。

また、しやうがいしや じりつ しやかいさんか かん と く しやかいぜんたい すす
また、障害者の自立と社会参加に関する取り組みを社会全体で進めるた
め、しみん しやうがいしや しやうがいしやかんけいだんたい きぎやう はばひろ きやうどう つと
め、市民や障害者、障害者関係団体、企業などとの幅広い協働に努めま
す。特に、しやうがいしやだんたい おこな かつどう しやうがいしや じりつおよ しやかいさん
す。特に、障害者団体などが行っている活動は、障害者の自立及び社会参
加におお きよ だんたい かつどう れんけい
加に大きく寄与していることから、これらの団体などの活動との連携をより
いっそうはか
一層図ります。

だい 第2 しんちよくじやうきやう かんり およ ひやうか
進捗状況の管理及び評価

しやうがいしやしきほんほう さだ ごうぎせい きかん しやうがいしやしきくすいしんきやうぎかい
「障害者基本法」に定める合議制の機関である障害者施策推進協議会
において、この計画の進捗状況の管理及び評価を実施することとします。
また、じっしじやうきやう ひやうか しやうがいしや かぞく かんけいしや
また、実施状況の評価については、障害者や家族をはじめとする関係者の
いけん ほんし おこな ぎやうせいひやうか さんこう
意見や本市が行っている「行政評価」を参考にします。

だい 第3 けいかく だんりよくてきうんよう
計画の弾力的運用

しやかいじやうせい へんか くに しやうがいしやしきく どうこう けいかく へんこう
社会情勢の変化や国の障害者施策の動向などにより、この計画の変更の
ひつようせい しょう ばあい けいかくないよう みなお おこな だんりよくてき うんよう おこな
必要性が生じた場合は計画内容の見直しを行うなど、弾力的な運用を行
うようつと
うよう努めます。

かん まつ し りょう
巻 末 資 料

1 名古屋市障害者施策推進協議会等の設置・開催状況

●名古屋市障害者施策推進協議会等の設置

名古屋市障害者施策推進協議会 (委員20名)

以下の事項について調査審議をするために設置

- ・ 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視
- ・ 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議

(専門部会)

名古屋市障害者施策推進協議会専門部会 (委員21名)

以下に関する具体的な検討作業を行うために設置

- ・ 名古屋市障害者基本計画(第4次)の策定に関し、施策推進協議会が必要と認めた事項

なごやししょうがいしゃさくすいしんきょうぎかいめい
●名古屋市障害者施策推進協議会委員（20名）

がくしきけいけんしゃ
【学識経験者】

◎ あいちしゅくとくだいがくきょうじゅ
愛知淑徳大学教授
だいどうだいがくこうし
大同大学講師
ちゅうきょうだいがくじゅんきょうじゅ
中京大学准教授
にほんふくしだいがくじゅんきょうじゅ
日本福祉大学准教授
べんごし
弁護士

たき 瀧	まこと 誠
ひぐち 樋口	けいいち 恵一
いとう 伊藤	ようこ 葉子
かしわばら 柏原	まさなお 正尚
くまだ 熊田	ひとし 均

しょうがいしゃふくしじぎょうじゅうじしゃとう
【障害者福祉事業従事者等】

なごやししんたいしょうがいしゃふくしれんごうかいかいちょう
名古屋市身体障害者福祉連合会会長
なごやていくせいかいふくりじちょう
名古屋手をつなぐ育成会副理事長
なごやしせいしんしょうがいしゃかぞくかいれんごうかいかいちょう
名古屋市精神障害者家族会連合会会長
あいちけんじゅうしょうしんしんしょうがいじしゃまもかいかいちょう
愛知県重症心身障害児（者）を守る会会長
あいちけんじへいしょうきょうかいかいふくりじちょう
愛知県自閉症協会・つぼみの会副理事長
わっぱの会理事長
あいちけんなんびょうだんたいれんごうかいじむきょくちょう
愛知県難病団体連合会事務局長
なごやしちてきしょうがいしゃふくししせつれんらくきょうぎかいかいちょう
名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会会長
あいちけんせいしんしょうしゃふくしきょうかいふくかいちょう
愛知県精神障がい者福祉協会副会長
なごやしとくべつしえんきょういくけんきゅうきょうぎかいかいちょう
名古屋市特別支援教育研究協議会会長
あいちけんじゅうどしょうがいしゃだんたいれんらくきょうぎかいじむきょくじちょう
愛知県重度障害者団体連絡協議会事務局次長
べんごしなごやししかくしょうがいしゃきょうかいかいちょう
弁護士・名古屋市視覚障害者協会会長
めいしんれんちようかくげんごしょうがいしゃじょうほうぶんかしょちょう
名身連聴覚言語障害者情報文化センター所長
なごやていくせいかいせいねんかいかいけん
名古屋手をつなぐ育成会青年の会会員
かんじやだんたいざつそうふくだいひょう
患者団体「雑草」副代表

はしい 橋井	まさき 正喜
ながた 永田	さよこ さよ子
ほった 堀田	あきら 明
まつだ 松田	あつひさ 昌久
おかだ 岡田	ひろみ ひろみ
さいとう 斎藤	けんぞう 縣三
うしだ 牛田	まさみ 正美
きたむら 北村	ひであき 榮章
おうしでん 王子田	ごう 剛
さくらい 櫻井	たかし 孝司
こんどう 近藤	ゆうじ 佑次
たなか 田中	のぶあき 伸明
ささかわ 笹川	じゅんこ 純子
わたらい 度會	しゅんすけ 俊介
おだ 小田	けんいち 賢一

◎は会長

なごやししょうがいしゃしきょうすいしんきょうぎかいせんもんぶかいいいん
●名古屋市障害者施策推進協議会専門部会委員 (21名) めい

がくしきけいけんしゃ
【学識経験者】

◎ ちゅうきょうだいがくじゅんきょうじゅ
中京大学准教授
にほんふくしだいがくじゅんきょうじゅ
日本福祉大学准教授

いとう ようこ
伊藤 葉子
かしわばら まさなお
柏原 正尚

しょうがいしゃふくしじぎょうじゅうじしゃとう
【障害者福祉事業従事者等】

なごやししんたいしょうがいしゃふくしれんごうかいじむきょくちよう
名古屋市身体障害者福祉連合会事務局 長

なごやて いくせいかいひようぎいん
名古屋手をつなぐ育成会評議員

なごやしせいしんしょうがいしゃかぞくかいいんごうかいふくかいちよう
名古屋市精神障害者家族会連合会 副会長

あいちけんじゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃ まも かいふくかいちよう
愛知県重症心身障害児(者)を守る会 副会長

あいちけんじへいしきょうかい かいふくりじちよう
愛知県自閉症協会・つばみの会 副理事長

かいりじちよう
わっぱの会 理事長

にほん とも かいあいし ぶふくしぶちよう
日本リウマチ友の会愛知支部副支部長

あいちけんなんびょうだんたいれんごうかいじむきょくちよう
愛知県難病団体連合会事務局 長

なごやしちてきしょうがいしゃふくししせつれんらくきょうぎかいりじ
名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会理事

あいちけんせいしんしょう しゃふくしきょうかいふくかいちよう
愛知県精神障がい者福祉協会 副会長

あいちけんじゅうどうしょうがいしゃだんたいれんらくきょうぎかいじむきょくじちよう
愛知県重度障害者団体連絡協議会事務局次長

べんごし なごやししかくしょうがいしゃきょうかいかいちよう
弁護士・名古屋市視覚障害者協会 会長

めいしれんちようかくげんごしょうがいしゃじょうほうぶんか しょちよう
名身連聴覚言語障害者情報文化センター 所長

なごやて いくせいかいせいねん かいかいりん
名古屋手をつなぐ育成会青年の会 会員

かんじやだんたい ざつそう だいひよう
患者団体「雑草」代表

なごやししゃかいふくしきょうぎかいけんりようごすいしんぶじちよう
名古屋市社会福祉協議会権利擁護推進部次長

あいちけんしゃかいふくししかい
愛知県社会福祉士会

あいちけんせいしんほけんふくししきょうかい
愛知県精神保健福祉士協会

なごやしじりつしえんれんらくかい
名古屋市自立支援連絡会

たにかわ はるみ
谷川 陽美
やまぐち みか
山口 美佳
いけやま とよこ
池山 豊子
たかしま みえ
高嶋 みえ
おかだ ひろみ
さいとう けんぞう
斎藤 縣三
かとう ようこ
加藤 葉子
うしだ まさみ
牛田 正美
えじり さとる
江尻 寛
おうしでん ごう
王子田 剛
こんどう ゆうじ
近藤 佑次
たなか のぶあき
田中 伸明
ささかわ じゅんこ
笹川 純子
わたらい しゅんすけ
度會 俊介
つづき みつる
都築 満
かみむら まさかつ
神村 昌克
すずき ともあつ
鈴木 智敦
ながなわ ようすけ
長縄 陽介
こやま ひでたか
小山 秀隆

ぶかいちよう
◎は部会長

● 名古屋市障害者施策推進協議会の開催状況

開催時期	内 容
第1回 平成30(2018)年3月22日	○ 障害者基本計画について ・ 障害者基本計画(第4次)にかかる専門部会の設置 ・ 障害者基本計画(第3次)の進捗状況
第2回 平成30(2018)年6月8日	○ 障害者基本計画(第4次)について ・ 計画の概要案
第3回 平成30(2018)年11月16日	○ 障害者基本計画(第4次)(素案)について
第4回 平成31(2019)年 月 日	○ 障害者基本計画(第4次)(最終案)について

● 名古屋市障害者施策推進協議会専門部会の開催状況

開催時期	内 容
第1回 平成30(2018)年4月23日	○ 部会長の選出について ○ 障害者基本計画(第4次)の策定について ・ 策定体制等 ・ 策定スケジュール ・ 計画の構成案 ○ 国の障害者基本計画(第4次)
第2回 平成30(2018)年5月25日	○ 次回検討事項の資料説明 ・ 重点的に取り組むべき施策 ・ 分野別施策 - 雇用・就業の支援 - 情報アクセシビリティ向上と意思疎通支援の充実
第3回 平成30(2018)年6月18日	○ 今回検討事項 ・ 重点的に取り組むべき施策 ・ 分野別施策 - 雇用・就業の支援 - 情報アクセシビリティ向上と意思疎通支援の充実 ○ 次回検討事項の資料説明 ・ 分野別施策 - 安全・安心な生活環境の整備 - 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

開催時期 かいさい じ き	内 容 ない よう
だい かい 第4回 へいせい ねん がつ にち 平成30(2018)年7月23日	○ 今回検討事項 こんかいけんとうじこう - ぶんやべつしさく 分野別施策 - あんぜん あんしん せいかつかんきょう せいび 安全・安心な生活環境の整備 - じりつ せいかつ しえん い しけつていしえん すいしん 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 ○ 次回検討事項の資料説明 じかいけんとうじこう しりょうせつめい - ぶんやべつしさく 分野別施策 - ほけん いりょう すいしん 保健・医療の推進 - きょういく いくせい じゅうじつ 教育・育成の充実
だい かい 第5回 へいせい ねん がつ にち 平成30(2018)年8月20日	○ 今回検討事項 こんかいけんとうじこう - ぶんやべつしさく 分野別施策 - じりつ せいかつ しえん い しけつていしえん すいしん 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 - ほけん いりょう すいしん 保健・医療の推進 - きょういく いくせい じゅうじつ 教育・育成の充実 ○ 次回検討事項の資料説明 じかいけんとうじこう しりょうせつめい - ぶんやべつしさく 分野別施策 - さべつ かいしやう けいはつ 差別の解消・啓発 - ぼうさい ぼうはんとく すいしん 防災・防犯等の推進
だい かい 第6回 へいせい ねん がつ にち 平成30(2018)年9月10日	○ 今回検討事項 こんかいけんとうじこう - ぶんやべつしさく 分野別施策 - じょうほう こうじょう い しそつうしえん じゅうじつ 情報アクセシビリティ向上と意思疎通支援の充実 - じりつ せいかつ しえん い しけつていしえん すいしん 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 - きょういく いくせい じゅうじつ 教育・育成の充実 - さべつ かいしやう けいはつ 差別の解消・啓発 - ぼうさい ぼうはんとく すいしん 防災・防犯等の推進 ○ 次回検討事項の資料説明 じかいけんとうじこう しりょうせつめい - そうろん 総論
だい かい 第7回 へいせい ねん がつ にち 平成30(2018)年10月15日	○ 今回検討事項 こんかいけんとうじこう - そうろん 総論 - じゅうてんてき と く しさく 重点的に取り組むべき施策 - ぶんやべつしさく 分野別施策 ○ 障害者基本計画(第4次)(素案)について しょうがいしや きほんけいかく だい じ そあん

● なごやしょうがいしゃしきうすいしんきようぎかいかんじかい かいさいじようきよう
名古屋市障害者施策推進協議会幹事会の開催状況

かいさい じ き 開催時期	ない 内 よう 容
だい かい 第1回 へいせい 平成30(2018)年4月16日 ねん がつ にち ねん がつ にち	○ しょうがいしゃきほんけいかく だい じ さくてい 障害者基本計画 (第4次) の策定について - さくていたいせいとう ・ 策定体制等 - さくてい ・ 策定スケジュール - けいかく こうせいあん ・ 計画の構成案 ○ くに しょうがいしゃきほんけいかく だい じ 国の障害者基本計画 (第4次)
だい かい 第2回 へいせい 平成30(2018)年11月2日 ねん がつ にち ねん がつ にち	○ しょうがいしゃきほんけいかく だい じ そあん 障害者基本計画 (第4次) (素案) について
だい かい 第3回 へいせい 平成31(2019)年〇月〇日 ねん がつ にち ねん がつ にち	○ しょうがいしゃきほんけいかく だい じ さいしゅうあん 障害者基本計画 (第4次) (最終案) について

2 各調査の概要

2-1 各種調査一覧

	ちょうさくぶん 調査区分	たいしょうしゃ 対象者	もく てき 目 的	おも ないよう 主 要 内 容
①	なごやししょうがいしゃ 名古屋市障害者 きそちようさ 基礎調査	てちょうしよじしゃ 手帳所持者 はったつしょうがいしゃ 発達障害者 こうじのうきのうしょうがいしゃ 高次脳機能障害者 なんびようとう かた 難病等の方	しょうがいしゃとう せいかつ 障害者等の生活 じつたい げんこうしさく 実態や現行施策の ひようか 評価、サービスの りようじようきよう こんご 利用状況、今後の サービスの利用 いこう しさく 意向、施策ニーズ、 しょうがいふくし かか 障害福祉に係わる いこうとう はあく 意向等を把握する。	・プロフィール す 住まいや暮らしの じようきよう 状況 しゅうにゅう 収入 ふくし 福祉サービスの利用 じようきよう 状況 しごと 仕事 よ か 余暇 きんせん ざいさんかんり 金銭・財産管理 さいがいたいさく 災害対策 しょうがいとう りかい 障害等への理解 など
②	なごやししょうがいふく 名古屋市障害福 祉サービス等の利 用に関するアンケ ート調査	しょうがいふくし 障害福祉サ ービス及び施 せつりようしゃ 設利用者	しょうがいしゃとう せいかつ 障害者等の生活 じつたい げんこうしさく 実態や現行施策の ひようか 評価、サービスの りようじようきよう こんご 利用状況、今後の サービスの利用 いこう しさく 意向、施策ニーズ とう はあく 等を把握する。	・プロフィール す 住まいや暮らしの じようきよう 状況 そうだんしえんじぎょう 相談支援事業 しょうがいふくし 障害福祉サービス りようしゃふたん 利用者負担 など

2-2 名古屋市障害者基礎調査

2-2-1 調査の目的

今後の本市障害福祉施策や「第5期名古屋市障害福祉計画」策定に関わる基礎的な資料とすることを目的として、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者、難病等の方を対象に、生活実態や現行施策の評価、サービスの利用状況、今後のサービスの利用意向、施策ニーズ、障害福祉に係わる意向等について調査を実施。

2-2-2 調査期間

平成28(2016)年10月3日～10月21日（調査基準日 平成28(2016)年10月3日）

2-2-3 調査対象者及び調査方法

対 象	調 査 方 法
身体障害者	身体障害者手帳所持者から8,000人を無作為に抽出し、調査票を郵送法により配付、回収。
知的障害者	愛護手帳所持者から2,000人を無作為に抽出し、調査票を郵送法により配付、回収。
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳所持者から2,000人を無作為に抽出し、調査票を郵送法により配付、回収。
発達障害者	関係団体及び施設の協力を得て計350人に対し調査票を配付、郵送法により回収。
高次脳機能障害者	関係施設の協力を得て計400人に対し調査票を配付、郵送法により回収。
難病等の方	特定医療費助成制度受給者から2,000人を無作為に抽出し、調査票を郵送法により配付、回収。

2-2-4 配付・回収状況

対象	はいふすうにん 配付数(人) A	かいしゅうすうにん 回収数(人) B	かいしゅうりつ 回収率(%) B/A	ゆうこうかいとうすうにん 有効回答数(人) C	ゆうこうかいとうりつ 有効回答率(%) C/A
身体障害者	8,000	4,428	55.4	4,369	54.6
知的障害者	2,000	955	47.8	949	47.5
精神障害者	2,000	953	47.7	945	47.3
発達障害者	350	153	43.7	153	43.7
高次脳機能障害者	400	223	55.8	222	55.5
難病等の方	2,000	1,245	62.3	1,240	62.0
計	14,750	7,957	53.9	7,878	53.4

※基本属性(性別、年齢)のいずれにも回答がない場合、無効回答とした。

2-2-5 主な調査結果

I 住まい・暮らしについて

① 同居の有無

{ 上段: 回答数(人)、下段: 構成比(%) }

区分	合計	家族	家族以外	ひとり	その他	回答なし
全体	7,878 100.0	5,830 73.9	182 2.3	1,376 17.5	320 4.1	170 2.2
身体障害	4,369 100.0	3,132 71.8	87 2.0	867 19.8	176 4.0	107 2.4
知的障害	949 100.0	756 79.6	54 5.7	51 5.4	73 7.7	15 1.6
精神障害	945 100.0	596 63.1	25 2.6	255 27.0	46 4.9	23 2.4
発達障害	153 100.0	142 92.8	3 2.0	2 1.3	4 2.6	2 1.3
高次脳機能障害	222 100.0	174 78.4	6 2.7	36 16.2	0 0.0	6 2.7
難病等	1,240 100.0	1,030 83.0	7 0.6	165 13.3	21 1.7	17 1.4

② 現在の生活場所

{上段：回答数(人)、下段：構成比(%)}

区分	合計	持ち家(二戸建て)	持ち家(マンション)	市営・県営・公団など 公営賃貸住宅	民間賃貸住宅	会社の寮・社宅など	グループホーム	入所型の保健・福祉施設	病院(入院中)	その他	回答なし
全体	7,878 100.0	3,457 43.9	1,154 14.6	1,102 14.0	1,196 15.2	78 1.0	135 1.7	393 5.0	115 1.5	63 0.8	185 2.3
身体障害	4,369 100.0	2,029 46.5	591 13.5	652 14.9	559 12.8	18 0.4	30 0.7	267 6.1	65 1.5	45 1.0	113 2.6
知的障害	949 100.0	345 36.4	130 13.7	155 16.3	133 14.0	19 2.0	67 7.1	66 7.0	6 0.6	4 0.4	24 2.5
精神障害	945 100.0	287 30.4	117 12.4	156 16.5	256 27.1	11 1.2	31 3.3	25 2.6	37 3.9	4 0.4	21 2.2
発達障害	153 100.0	60 39.1	49 32.0	5 3.3	23 15.0	5 3.3	3 2.0	7 4.6	0 0.0	1 0.7	0 0.0
高次脳機能障害	222 100.0	96 43.2	37 16.7	30 13.5	47 21.2	2 0.9	2 0.9	2 0.9	0 0.0	0 0.0	6 2.7
難病等	1,240 100.0	640 51.5	230 18.5	104 8.4	178 14.4	23 1.9	2 0.2	26 2.1	7 0.6	9 0.7	21 1.7

③ 将来の生活場所

※「②現在の生活場所」で「入所型の保健・福祉施設」と回答した方への設問

{上段：回答数(人)、下段：構成比(%)}

区分	合計	一人で暮らしたい	家族と暮らしたい	グループホームで暮らしたい	今の施設で暮らしたい	今とは別の施設で暮らしたい	その他	回答なし
全体	393 100.0	26 6.6	69 17.6	6 1.5	214 54.4	13 3.3	18 4.6	47 12.0
身体障害	267 100.0	14 5.2	48 18.0	0 0.0	144 54.0	10 3.7	14 5.2	37 13.9
知的障害	66 100.0	6 9.1	8 12.1	6 9.1	40 60.7	2 3.0	2 3.0	2 3.0
精神障害	25 100.0	4 16.0	5 20.0	0 0.0	11 44.0	0 0.0	1 4.0	4 16.0
発達障害	7 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 57.1	1 14.3	1 14.3	1 14.3
高次脳機能障害	2 100.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
難病等	26 100.0	1 3.8	8 30.8	0 0.0	14 53.9	0 0.0	0 0.0	3 11.5

Ⅱ 障害福祉サービスの利用状況

① 利用サービスの区分 (複数回答)

[上段: 回答数 (人)、下段: 構成比 (%)]

区 分	回答者数	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	短期入所	生活介護	(機能訓練) 自立訓練	(生活訓練) 自立訓練
全 体	7,878 100.0	642 8.1	107 1.4	83 1.1	200 2.5	337 4.3	420 5.3	268 3.4	124 1.6
身体障害	4,369 100.0	422 9.7	77 1.8	67 1.5	26 0.6	151 3.5	190 4.3	204 4.7	32 0.7
知的障害	949 100.0	52 5.5	5 0.5	5 0.5	138 14.5	115 12.1	155 16.3	0 0.0	45 4.7
精神障害	945 100.0	79 8.4	7 0.7	3 0.3	10 1.1	11 1.2	25 2.6	19 2.0	32 3.4
発達障害	153 100.0	8 5.2	0 0.0	1 0.7	17 11.1	21 13.7	21 13.7	0 0.0	4 2.6
高次脳機能障害	222 100.0	30 13.5	10 4.5	5 2.3	7 3.2	7 3.2	9 4.1	13 5.9	6 2.7
難病等	1,240 100.0	51 4.1	8 0.6	2 0.2	2 0.2	32 2.6	20 1.6	32 2.6	5 0.4

区 分	就労移行支援	就労継続支援	放課後等デイサービス 児童発達支援・ 児童発達支援事業	共同生活援助 (グループホーム)	療養介護	(障害者支援施設) 施設入所 施設外	その他	利用していない	回答なし
全 体	113 1.4	340 4.3	231 2.9	176 2.2	100 1.3	216 2.7	114 1.4	4,489 57.0	1,029 13.1
身体障害	11 0.3	58 1.3	48 1.1	48 1.1	76 1.7	125 2.9	46 1.1	2,546 58.3	685 15.7
知的障害	38 4.0	136 14.3	141 14.9	86 9.1	2 0.2	53 5.6	40 4.2	274 28.9	70 7.4
精神障害	36 3.8	92 9.7	9 1.0	27 2.9	8 0.8	13 1.4	4 0.4	524 55.4	137 14.5
発達障害	9 5.9	11 7.2	31 20.3	8 5.2	0 0.0	7 4.6	10 6.5	58 37.9	2 1.3
高次脳機能障害	19 8.6	33 14.9	0 0.0	4 1.8	0 0.0	1 0.5	10 4.5	110 49.5	19 8.6
難病等	0 0.0	10 0.8	2 0.2	3 0.2	14 1.1	17 1.4	4 0.3	977 78.8	116 9.4

② 利用サービスの満足度

※「①利用サービスの区分」でサービスを利用している方への設問
〔上段：回答数（人）、下段：構成比（%）〕

区 分	合 計	満足している	どちらかとい えは満足して いる	どちらでもな い	どちらかとい えは不満であ る	不満である	回答なし
全 体	2,360 100.0	794 33.6	883 37.5	329 13.9	169 7.2	74 3.1	111 4.7
身体障害	1,138 100.0	382 33.6	432 37.9	149 13.1	78 6.9	33 2.9	64 5.6
知的障害	605 100.0	218 36.0	211 34.9	94 15.5	41 6.8	15 2.5	26 4.3
精神障害	284 100.0	105 37.0	91 32.0	47 16.5	21 7.4	13 4.6	7 2.5
発達障害	93 100.0	27 29.0	43 46.2	6 6.5	10 10.8	4 4.3	3 3.2
高次脳機能障害	93 100.0	30 32.3	35 37.6	14 15.1	8 8.6	3 3.2	3 3.2
難病等	147 100.0	32 21.8	71 48.3	19 12.9	11 7.5	6 4.1	8 5.4

Ⅲ 就 労について

① 就 労経験

〔上段：回答数（人）、下段：構成比（%）〕

区 分	合 計	仕事をすることが ある	仕事をすることが ない	回答なし
全 体	7,878 100.0	6,235 79.1	1,251 15.9	392 5.0
身体障害	4,369 100.0	3,503 80.2	595 13.6	271 6.2
知的障害	949 100.0	504 53.1	401 42.3	44 4.6
精神障害	945 100.0	820 86.7	98 10.4	27 2.9
発達障害	153 100.0	67 43.8	85 55.5	1 0.7
高次脳機能障害	222 100.0	199 89.6	14 6.3	9 4.1
難病等	1,240 100.0	1,142 92.1	58 4.7	40 3.2

② 現在の就労状況

〔上段：回答数（人）、下段：構成比（%）〕

区分	合計	仕事をしている	仕事をしていない	回答なし
全体	7,878 100.0	2,422 30.7	5,142 65.3	314 4.0
身体障害	4,369 100.0	990 22.7	3,173 72.6	206 4.7
知的障害	949 100.0	419 44.2	480 50.5	50 5.3
精神障害	945 100.0	284 30.1	634 67.0	27 2.9
発達障害	153 100.0	56 36.6	94 61.4	3 2.0
高次脳機能障害	222 100.0	140 63.1	78 35.1	4 1.8
難病等	1,240 100.0	533 43.0	683 55.1	24 1.9

③ 就労意向

〔上段：回答数（人）、下段：構成比（%）〕

区分	合計	会社などで 働きたい	会社などで 働きたくない	回答なし
全体	7,878 100.0	1,923 24.4	3,742 47.5	2,213 28.1
身体障害	4,369 100.0	596 13.6	2,326 53.3	1,447 33.1
知的障害	949 100.0	407 42.9	337 35.5	205 21.6
精神障害	945 100.0	384 40.6	422 44.7	139 14.7
発達障害	153 100.0	94 61.4	37 24.2	22 14.4
高次脳機能障害	222 100.0	120 54.0	55 24.8	47 21.2
難病等	1,240 100.0	322 26.0	565 45.5	353 28.5

④ 就労を希望しない理由（複数回答）

※「⑥就労意向」で「会社などで働きたくない」と回答した方への設問
〔上段：回答数（人）、下段：構成比（%）〕

区分	回答者数	今の雇用の過し方に満足しているから	自信がないから	会社などで働くことに	通勤できないから	反対されているから	家族などまわりの人に	希望する仕事がないから	自分に合う仕事かわからないから	障害の事を理解してくれる会社がないから	高齢のため働くことができないから	障害のため働くことができないから	その他	回答なし
全体	3,742 100.0	774 20.7	652 17.4	373 10.0	60 1.6	200 5.3	283 7.6	267 7.1	1,841 49.2	1,681 44.9	285 7.6	58 1.5		
身体障害	2,326 100.0	419 18.0	235 10.1	190 8.2	22 0.9	79 3.4	85 3.7	77 3.3	1,407 60.5	1,093 47.0	173 7.4	30 1.3		
知的障害	337 100.0	112 33.2	95 28.2	63 18.7	8 2.4	27 8.0	61 18.1	57 16.9	42 12.5	170 50.4	11 3.3	3 0.9		
精神障害	422 100.0	88 20.9	193 45.7	62 14.7	17 4.0	53 12.6	87 20.6	91 21.6	108 25.6	223 52.8	41 9.7	7 1.7		
発達障害	37 100.0	10 27.0	13 35.1	7 18.9	0 0.0	4 10.8	9 24.3	7 18.9	0 0.0	10 27.0	3 8.1	1 2.7		
高次脳機能障害	55 100.0	12 21.8	24 43.6	13 23.6	1 1.8	6 10.9	15 27.3	9 16.4	2 3.6	27 49.1	6 10.9	3 5.5		
難病等	565 100.0	133 23.5	92 16.3	38 6.7	12 2.1	31 5.5	26 4.6	26 4.6	282 49.9	158 28.0	51 9.0	14 2.5		

IV 余暇の過ごし方について

① 余暇活動の内容 (複数回答)

(上段: 回答数 (人)、下段: 構成比 (%))

	回答者数	家でゆっくり過ごす	家で趣味や学習活動などを行う	友人などと会って交流を深める	買い物などに出かける	映画、音楽、行事などへ出かける	運動をするために出かける	図書館や博物館へ出かける	散歩する	特に何もしていない	その他	回答なし
全体	7,878 100.0	4,598 58.4	1,673 21.2	1,708 21.7	3,299 41.9	1,274 16.2	1,185 15.0	631 8.0	1,902 24.1	821 10.4	562 7.1	409 5.2
身体障害	4,369 100.0	2,360 54.0	802 18.4	970 22.2	1,669 38.2	565 12.9	637 14.6	292 6.7	1,079 24.7	506 11.6	282 6.5	281 6.4
知的障害	949 100.0	598 63.0	209 22.0	129 13.6	471 49.6	214 22.6	141 14.9	85 9.0	234 24.7	55 5.8	98 10.3	39 4.1
精神障害	945 100.0	601 63.6	233 24.7	168 17.8	376 39.8	155 16.4	104 11.0	102 10.8	217 23.0	123 13.0	74 7.8	38 4.0
発達障害	153 100.0	104 68.0	74 48.4	28 18.3	78 51.0	44 28.8	35 22.9	25 16.3	34 22.2	5 3.3	22 14.4	4 2.6
高次脳機能障害	222 100.0	149 67.1	61 27.5	58 26.1	109 49.1	59 26.6	42 18.9	21 9.5	51 23.0	12 5.4	9 4.1	2 0.9
難病等	1,240 100.0	786 63.4	294 23.7	355 28.6	596 48.1	237 19.1	226 18.2	106 8.5	287 23.1	120 9.7	77 6.2	45 3.6

② 余暇活動の満足度

(上段: 回答数 (人)、下段: 構成比 (%))

	合計	満足している	どちらかといえ ば満足して いる	どちらでも ない	どちらかとい えば不満で ある	不満である	回答なし
全体	7,878 100.0	1,946 24.7	2,311 29.2	1,895 24.1	597 7.6	305 3.9	824 10.5
身体障害	4,369 100.0	1,023 23.4	1,237 28.2	1,087 24.9	287 6.6	156 3.6	579 13.3
知的障害	949 100.0	286 30.1	324 34.1	182 19.2	68 7.2	19 2.0	70 7.4
精神障害	945 100.0	204 21.6	238 25.2	255 27.0	105 11.1	73 7.7	70 7.4
発達障害	153 100.0	37 24.2	64 41.7	24 15.7	14 9.2	9 5.9	5 3.3
高次脳機能障害	222 100.0	70 31.4	61 27.5	53 23.9	23 10.4	8 3.6	7 3.2
難病等	1,240 100.0	326 26.3	337 31.2	294 23.7	100 8.1	40 3.2	93 7.5

③ 余暇活動に必要な支援

※「②余暇活動の満足度」で「どちらかといえば不満である」、「不満である」と回答した方への設問

〔上段：回答数（人）、下段：構成比（%）〕

（上段：回答数（人）、下段：構成比（％）											
	合 計	安心して趣味や運動を行うことができる場所や施設の提供	趣味や運動を行う場所までの移動支援	余暇活動に必要な費用の助成	ヘルパーの配置	余暇活動を介助してくれる	余暇活動に関する情報提供	余暇活動を行う機会の提供	特になし	その他	回答なし
全 体	902 100.0	291 32.3	212 23.5	252 27.9	187 20.7	241 26.7	237 26.3	145 16.1	131 14.5	31 3.4	
身体障害	443 100.0	133 30.0	116 26.2	113 25.5	86 19.4	113 25.5	104 23.5	75 16.9	61 13.8	22 5.0	
知的障害	87 100.0	41 47.1	24 27.6	27 31.0	45 51.7	24 27.6	35 40.2	6 6.9	10 11.5	2 2.3	
精神障害	178 100.0	57 32.0	33 18.5	72 40.4	18 10.1	56 31.5	53 29.8	25 14.0	26 14.6	4 2.2	
発達障害	23 100.0	11 47.8	8 34.8	4 17.4	10 43.5	6 26.1	16 69.6	1 4.3	6 26.1	0 0.0	
高次脳機能障害	31 100.0	17 54.8	9 29.0	5 16.1	8 25.8	15 48.4	10 32.3	4 12.9	4 12.9	0 0.0	
難病等	140 100.0	32 22.9	22 15.7	31 22.1	20 14.3	27 19.3	19 13.6	34 24.3	24 17.1	3 2.1	

V 金銭・財産管理について

① 日常の金銭管理・財産管理をしている人

[上段：回答数（人）、下段：構成比（%）]

区分	合計	自分	同居の家族	同居以外の家族・親族	社会福祉協議会	民生委員	近所の人	職場の上司・同僚	友人・知人	弁護士・司法書士 その他専門家	NPO法人	その他	回答なし
全体	7,878 100.0	3,913 49.6	3,050 38.7	429 5.4	49 0.6	6 0.1	0 0.0	4 0.1	8 0.1	31 0.4	20 0.3	75 1.0	293 3.7
身体障害	4,369 100.0	2,357 54.1	1,499 34.3	268 6.1	13 0.3	3 0.1	0 0.0	1 0.0	2 0.0	11 0.3	6 0.1	19 0.4	190 4.3
知的障害	949 100.0	115 12.1	652 68.7	47 5.0	28 3.0	2 0.2	0 0.0	2 0.2	0 0.0	12 1.3	8 0.8	41 4.3	42 4.4
精神障害	945 100.0	503 53.3	312 33.0	63 6.7	6 0.6	0 0.0	0 0.0	1 0.1	4 0.4	7 0.7	6 0.6	11 1.2	32 3.4
発達障害	153 100.0	30 19.6	116 75.8	5 3.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 1.3
高次脳機能障害	222 100.0	104 46.7	99 44.6	9 4.1	2 0.9	1 0.5	0 0.0	0 0.0	2 0.9	1 0.5	0 0.0	0 0.0	4 1.8
難病等	1,240 100.0	804 64.8	372 30.0	37 3.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 0.3	23 1.9

VI 災害対策

① 災害時の援助者の有無

[上段：回答数（人）、下段：構成比（%）]

	合計	昼間のみ いる	夜間のみ いる	いつも いる	必要だが いない	必要ない	回答なし
全体	7,878 100.0	238 3.0	884 11.2	3,671 46.7	1,146 14.5	1,398 17.7	541 6.9
身体障害	4,369 100.0	107 2.4	508 11.6	1,981 45.4	720 16.5	698 16.0	355 8.1
知的障害	949 100.0	54 5.7	74 7.8	675 71.2	44 4.6	45 4.7	57 6.0
精神障害	945 100.0	34 3.6	102 10.8	347 36.7	208 22.0	189 20.0	65 6.9
発達障害	153 100.0	3 2.0	19 12.4	110 71.9	6 3.9	9 5.9	6 3.9
高次脳機能障害	222 100.0	10 4.5	23 10.4	103 46.3	22 9.9	51 23.0	13 5.9
難病等	1,240 100.0	30 2.4	158 12.7	455 36.8	146 11.8	406 32.7	45 3.6

② 災害時の援助者（複数回答）

※ 「①災害時の援助者の有無」で「昼間のみいる」、「夜間のみいる」、「いつもいる」と回答した方への設問
〔上段：回答数（人）、下段：構成比（%）〕

	回答者数	同居の 家族	同居以外 の家族・ 親族	友人・ 知人	福祉 サービス 事業者	近所の人	職場の 上司・ 同僚	その他	回答なし
全体	4,793 100.0	3,599 75.1	465 9.7	166 3.5	802 16.7	293 6.1	197 4.1	164 3.4	243 5.1
身体障害	2,596 100.0	1,876 72.3	290 11.2	86 3.3	338 13.0	184 7.1	58 2.2	57 2.2	141 5.4
知的障害	803 100.0	624 77.7	49 6.1	16 2.0	306 38.1	25 3.1	60 7.5	49 6.1	50 6.2
精神障害	483 100.0	343 71.0	39 8.1	26 5.4	67 13.9	21 4.3	21 4.3	36 7.5	16 3.3
発達障害	132 100.0	120 90.9	8 6.1	3 2.3	36 27.3	2 1.5	13 9.8	17 12.9	6 4.5
高次脳機能障害	136 100.0	110 80.9	10 7.4	11 8.1	17 12.5	7 5.1	19 14.0	0 0.0	10 7.4
難病等	643 100.0	526 81.8	69 10.7	24 3.7	38 5.9	54 8.4	26 4.0	5 0.8	20 3.1

③ 災害発生に際して必要なこと（複数回答）

〔上段：回答数（人）、下段：構成比（%）〕

	回答者数	災害発生 予測や被害 状況等に ついての 情報提供	地域の人 と連携した 救助体制 の整備	災害発生後 の安否の 確認	障害の特 性に 応じた 避難所生活 の確保	被災後の 心のケア	その他	回答なし
全体	7,878 100.0	4,048 51.4	2,718 34.5	2,990 38.0	4,084 51.8	1,878 23.8	235 3.0	1,072 13.6
身体障害	4,369 100.0	2,150 49.2	1,453 33.3	1,468 33.6	2,202 50.4	787 18.0	104 2.4	708 16.2
知的障害	949 100.0	449 47.3	356 37.5	425 44.8	595 62.7	301 31.7	24 2.5	100 10.5
精神障害	945 100.0	503 53.2	300 31.7	384 40.6	465 49.2	381 40.3	64 6.8	110 11.6
発達障害	153 100.0	81 52.9	71 46.4	77 50.3	120 78.4	63 41.2	6 3.9	8 5.2
高次脳機能障害	222 100.0	135 60.8	80 36.0	98 44.1	108 48.6	57 25.7	5 2.3	22 9.9
難病等	1,240 100.0	730 58.9	458 36.9	538 43.4	594 47.9	289 23.3	32 2.6	124 10.0

Ⅶ 障害や障害者への理解などについて

① 差別経験の有無

{上段：回答数(人)、下段：構成比(%)}

区 分	合 計	あ る	な い	回答なし
全 体	7,878 100.0	1,476 18.7	5,607 71.2	795 10.1
身体障害	4,369 100.0	613 14.0	3,302 75.6	454 10.4
知的障害	949 100.0	259 27.3	583 61.4	107 11.3
精神障害	945 100.0	339 35.9	521 55.1	85 9.0
発達障害	153 100.0	68 44.4	70 45.8	15 9.8
高次脳機能障害	222 100.0	76 34.2	130 58.6	16 7.2
難病等	1,240 100.0	121 9.8	1,001 80.7	118 9.5

2-3 名古屋市障害福祉サービス等の利用に関するアンケート調査

2-3-1 調査の目的

今後の本市障害福祉施策や「第5期名古屋市障害福祉計画」策定に関わる基礎的な資料とすることを目的として、障害福祉サービスなどの利用者を対象に、サービスの利用実態、サービスに対する満足度、今後のサービスの利用意向等について調査を実施。

2-3-2 調査期間

平成28(2016)年10月1日～10月21日（調査基準日 平成28(2016)年10月3日）

2-3-3 調査対象者

① 在宅サービス利用者

市内に在住し、在宅の福祉サービス利用者の中から、身体障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児から各200人、合計800人を無作為抽出した。

② 通所施設及び入所施設利用者

市内の入所施設、生活介護等の日中活動系サービス事業所、作業所型地域活動支援事業所から56施設（定員1,313人）を無作為抽出し、その施設等の利用者のうち、市内在住の障害者を対象とした。

2-3-4 調査方法

① 在宅サービス利用者

調査票を対象者に郵送し、同封の封筒で郵送により回収

② 通所施設及び入所施設利用者

調査票を施設等より対象者に手渡し、同封の封筒で個別に郵送により回収

2-3-5 配付・回収状況

対象	はいふすう にん 配付数(人) A	かいしゅうすう にん 回収数(人) B	かいしゅうりつ 回収率(%) B/A	ゆうこうかいとうすう にん 有効回答数(人) C	ゆうこうかいとうりつ 有効回答率(%) C/A
ざいたく りようしゃ 在宅サービス利用者	800	373	46.6	371	46.4
つうしょしせつりようしゃ 通所施設利用者	803	443	55.2	439	54.7
にゅうしょしせつりようしゃ 入所施設利用者	217	118	54.4	118	54.4
けい 計	1,820	934	51.3	928	51.0

※基本属性(性別、年齢)のいずれにも回答がない場合、無効回答とした。

2-3-6 主な調査結果

I 在宅サービス利用者

① 障害者基幹相談支援センター利用における満足度

〔上段: 回答数(人)、下段: 構成比(%)〕

満足した	どちらかといえば 満足した	どちらでもない	どちらかといえば 不満だった	不満だった	回答なし	合計
53 32.1	61 37.0	23 13.9	4 2.4	10 6.1	14 8.5	165 100.0

② 訪問系サービスを利用している方の満足度

ア) サービスの量

〔上段: 回答数(人)、下段: 構成比(%)〕

満足している	どちらかといえば 満足している	どちらでもない	どちらかといえば 不満である	不満である	回答なし	合計
104 37.0	91 32.4	23 8.2	27 9.6	11 3.9	25 8.9	281 100.0

イ) サービスの質(内容)

〔上段: 回答数(人)、下段: 構成比(%)〕

満足している	どちらかといえば 満足している	どちらでもない	どちらかといえば 不満である	不満である	回答なし	合計
105 37.4	92 32.7	30 10.7	15 5.3	10 3.6	29 10.3	281 100.0

③ 移動支援を利用している方の満足度

ア) サービスの量

〔上段: 回答数(人)、下段: 構成比(%)〕

満足している	どちらかといえば 満足している	どちらでもない	どちらかといえば 不満である	不満である	回答なし	合計
84 41.0	41 20.0	18 8.8	18 8.8	15 7.3	29 14.1	205 100.0

イ) サービスの質 (内容)

〔上段: 回答数 (人)、下段: 構成比 (%)〕

満足している	どちらかといえば満足している	どちらでもない	どちらかといえば不満である	不満である	回答なし	合 計
81 39.5	56 27.3	22 10.7	10 4.9	10 4.9	26 12.7	205 100.0

④ ショートステイを利用している方の満足度

ア) サービスの量

〔上段: 回答数 (人)、下段: 構成比 (%)〕

満足している	どちらかといえば満足している	どちらでもない	どちらかといえば不満である	不満である	回答なし	合 計
21 16.4	34 26.6	15 11.7	17 13.3	2 1.6	39 30.4	128 100.0

イ) サービスの質 (内容)

〔上段: 回答数 (人)、下段: 構成比 (%)〕

満足している	どちらかといえば満足している	どちらでもない	どちらかといえば不満である	不満である	回答なし	合 計
20 15.6	33 25.8	20 15.6	12 9.4	2 1.6	41 32.0	128 100.0

⑤ 日中活動系サービスを利用している方の満足度

ア) サービスの量

〔上段: 回答数 (人)、下段: 構成比 (%)〕

満足している	どちらかといえば満足している	どちらでもない	どちらかといえば不満である	不満である	回答なし	合 計
111 43.9	74 29.2	18 7.1	15 5.9	6 2.4	29 11.5	253 100.0

イ) サービスの質 (内容)

〔上段: 回答数 (人)、下段: 構成比 (%)〕

満足している	どちらかといえば満足している	どちらでもない	どちらかといえば不満である	不満である	回答なし	合 計
88 34.8	74 29.2	28 11.1	17 6.7	10 4.0	36 14.2	253 100.0

II 通所施設利用者

① 障害者基幹相談支援センター利用における満足度

〔上段: 回答数 (人)、下段: 構成比 (%)〕

満足した	どちらかといえば満足した	どちらでもない	どちらかといえば不満だった	不満だった	回答なし	合 計
56 39.1	38 26.6	25 17.5	6 4.2	3 2.1	15 10.5	143 100.0

② 訪問系サービスを利用している方の満足度

ア) サービスの量

〔上段：回答数（人）、下段：構成比（%）〕

満足している	どちらかといえば満足している	どちらでもない	どちらかといえば不満である	不満である	回答なし	合計
81 40.2	41 20.4	17 8.5	14 7.0	12 6.0	36 17.9	201 100.0

イ) サービスの質（内容）

〔上段：回答数（人）、下段：構成比（%）〕

満足している	どちらかといえば満足している	どちらでもない	どちらかといえば不満である	不満である	回答なし	合計
72 35.8	49 24.4	24 11.9	13 6.5	5 2.5	38 18.9	201 100.0

③ 移動支援を利用している方の満足度

ア) サービスの量

〔上段：回答数（人）、下段：構成比（%）〕

満足している	どちらかといえば満足している	どちらでもない	どちらかといえば不満である	不満である	回答なし	合計
86 36.1	63 26.5	24 10.1	26 10.9	11 4.6	28 11.8	238 100.0

イ) サービスの質（内容）

〔上段：回答数（人）、下段：構成比（%）〕

満足している	どちらかといえば満足している	どちらでもない	どちらかといえば不満である	不満である	回答なし	合計
85 35.7	72 30.3	25 10.5	20 8.4	4 1.7	32 13.4	238 100.0

④ ショートステイを利用している方の満足度

ア) サービスの量

〔上段：回答数（人）、下段：構成比（%）〕

満足している	どちらかといえば満足している	どちらでもない	どちらかといえば不満である	不満である	回答なし	合計
39 25.8	35 23.2	9 6.0	16 10.6	7 4.6	45 29.8	151 100.0

イ) サービスの質（内容）

〔上段：回答数（人）、下段：構成比（%）〕

満足している	どちらかといえば満足している	どちらでもない	どちらかといえば不満である	不満である	回答なし	合計
42 27.8	44 29.2	12 7.9	3 2.0	6 4.0	44 29.1	151 100.0

⑤ 日中活動系サービスを利用している方の満足度

ア) サービスの量

〔上段：回答数（人）、下段：構成比（%）〕

満足している	どちらかといえば満足している	どちらでもない	どちらかといえば不満である	不満である	回答なし	合計
249 60.5	108 26.3	23 5.6	9 2.2	4 1.0	18 4.4	411 100.0

イ) サービスの質（内容）

〔上段：回答数（人）、下段：構成比（%）〕

満足している	どちらかといえば満足している	どちらでもない	どちらかといえば不満である	不満である	回答なし	合計
193 46.9	133 32.4	33 8.0	22 5.4	9 2.2	21 5.1	411 100.0

Ⅲ 入所施設利用者

入所施設の満足度

ア) プライバシーについて

〔上段：回答数（人）、下段：構成比（%）〕

満足	やや満足	普通	やや不満	不満	回答なし	合計
32 27.1	21 17.8	47 39.8	8 6.8	8 6.8	2 1.7	118 100.0

イ) 対人関係について

〔上段：回答数（人）、下段：構成比（%）〕

満足	やや満足	普通	やや不満	不満	回答なし	合計
24 20.3	16 13.6	48 40.7	23 19.5	4 3.4	3 2.5	118 100.0

ウ) 利用料について

〔上段：回答数（人）、下段：構成比（%）〕

満足	やや満足	普通	やや不満	不満	回答なし	合計
33 28.0	24 20.3	42 35.6	12 10.2	2 1.7	5 4.2	118 100.0

エ) 部屋について

〔上段：回答数（人）、下段：構成比（%）〕

満足	やや満足	普通	やや不満	不満	回答なし	合計
23 19.5	20 16.9	39 33.1	29 24.6	6 5.1	1 0.8	118 100.0

オ) サービス内容について

〔上段：回答数（人）、下段：構成比（%）〕

満足	やや満足	普通	やや不満	不満	回答なし	合計
31 26.3	36 30.5	31 26.3	18 15.3	1 0.8	1 0.8	118 100.0

カ) 職員の対応について

〔上段：回答数（人）、下段：構成比（%）〕

満足	やや満足	普通	やや不満	不満	回答なし	合計
30 25.4	30 25.4	38 32.3	16 13.6	3 2.5	1 0.8	118 100.0

キ) 全体として

〔上段：回答数（人）、下段：構成比（%）〕

満足	やや満足	普通	やや不満	不満	回答なし	合計
36 30.6	28 23.7	36 30.5	13 11.0	4 3.4	1 0.8	118 100.0

